

平成24年第12回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年10月16日（火曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	尾崎 信夫 君	17番	東口 正美 君
----	---------	-----	---------

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- （1）市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- （2）（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討

午後 1時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第12回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

前回の委員会に引き続き、2巡目の議論を行います。本日は、3、議会からの情報発信のア、インターネット中継のあり方についてから議論を始めます。

事前に2巡目のたたき台をお渡しさせていただきました、たたき台に基づきまして進めさせていただきたいと思います。

この項目につきましては、市民による動画配信や本会議に限らず、委員会等の発信についても幅広く検討すべきという御意見、また、議会として以前から予算要望してきており、実現に向けて市長部局へ要望を継続し、その結果を見ながら協議を継続というところで、引き続き調査検討となっております。

正副委員長において調査した中では、実施計画上は26年度の音声配信、また、27年度には映像配信という前年度までの実施計画ではなってございましたが、今回の実施計画では、27年度も音声配信のみという形になってございます。

また、映像配信のための予算を改めて費用対効果も含めて再度、委員会として確認する必要があるのではないかということと、あわせて、その上で議会の意思として市側へ要請を継続するというところでのたたき台として取りまとめさせていただきます。

また、昨日、各派代表者会議がございましたけれども、代表者会議の中でも25年度、来年度に音声配信が実現できるように代表者間での合意事項として議長から市側へ要望、要請をしていくということについては確認ができたところでございます。

では、引き続き、この項目につきまして御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（御殿谷一彦君） 今回、10月の委員会視察等でいろんなところへ行かせていただいたんですけども、やはり同規模の市も含めて、こういう映像配信をやっておられる市っていうのは結構あるんですね。ああ、こんな田舎って言い方はよくないけども、こんな地方でもやってるんだなっていうことを非常に感じまして、本市としても早くこれをやることによって、議会が頑張ってる、いろいろ仕事やってるんだよってことをしっかり見せていくことが大事なんじゃないかなというふうに、従来からのお話ですけど改めて思いました。

そういう意味で、例えばの話、これは26年度に音声、27年度に映像ということでもいろいろやっていますけども、先ほども代表者会議で25年度で早目に音声をやる、要望されるということですけども、議会のほうとしても、例えばの話、今政務調査費とか、それから議会費を使って視察に行ってるわけですけども、その辺の少しでも費用をそこから捻出するなりして、この映像配信、音声配信、どんどん早く進めていくように工夫ができないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 午前中に広報委員会があつてですね、その中でこのインターネット中継についても若干話が出てました。それで、視察等の話も出ておまして、その場合、もちろんこのあり方委員会でのこのインターネットの中継のあり方は、あり方委員会での結論を出さなきゃいけないというところもありますけ

ども、その議会広報の連携というんですかね、それはどういった形でしていったらいいのかなというところ
です。

この中でも委員が4人重なっておりますので、逆に言えば、そちらのほうの視察の予定とかがある、一応
予定はされているので、その後でこれを議題として上げたほうが実はいいのかと。でも、やっぱり2巡目で
すから、ある程度結論をこの場で持つといて、それプラスアルファで次の課題になるのかと、その辺はどう
いった感じで進めていかれるのかということをお聞きしたいなと思うんですけど。

○委員長（中間建二君） 具体的にこの項目については、もう数年前から議会としては市側へ要請を重ねて
るわけですが、実現に至ってないという中で、皆さんの御提案もあって改めてこのことを議論させていた
だいてるわけですが、私の考えとしては、所管の広報委員会が先駆けてさまざまな広報の機能の充実
という観点で調査されることは当然だと思っておりますので、何も問題ないかと思うんですが、特別委員会とし
て議題に設定して、1巡目の議論をした以上、調査報告書の中でこの特別委員会の考え方としてどうい
うような考え方を持つていくのか、そこが確認ができればよろしいかと思っておりますので、最終的には予算が
かかる、いわゆる会議規則の改正等だけでは済まない、予算がかかる問題でございますので、市側との調整
が当然必要になりますけれども、そういう中でこのインターネット中継のあり方について、特別委員会とし
てどういような合意ができるかという視点で御意見なり御発言なりいただければよろしいかなというふう
に思っております。

○委員（床鍋義博君） 音声配信のほうを先にやるっていう話で、予算を要望しているわけですが、実
際、じゃあ、その翌年にじゃ映像配信ということになると、何となく費用が二重化になっちゃうのかなって
今ちょっとあります。もちろん少しでも進むという点では、音声配信から進めるっていうのはあるんですけ
れども、それも私、前回ではないですけど、この議題が一たん上がった1巡目のときに、市民の方に要は
許可をする、自由に、今手軽にできるものがユーストリーム、前回は話しましたが、そういったことも
できると思いますので、そういった予算がかかる方法と、全くかからないでそれこそ規則の変更だけででき
るものとやはりあると思うんですね。

私は、ここは予算がかかる問題で足踏みをするぐらいであれば、市民に許可をしてもいい、傍聴ですね、
傍聴してる方に許可する方法もあるのかな。どちらかといえば、やってもいいのかなというふうに思ってお
ります。

以上でございます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 今の音声配信と映像配信の関係でございますが、音声配信を例えば先行し
て、その後映像に移るという場合でも、音声の部分の費用がすべて、費用並びに経費がすべてゼロになっ
ちゃって、またゼロから映像をスタートするというのではなくて、音声をスタートすることによって、映
像以降にも使える部分も——使える部分というんでしょうか、生かせる部分もございますので、必ずしも全
部ダブるといようなことではございません。

以上でございます。

○委員（関田正民君） これは結局、音声、27年度についていうのを、音声のみという答え出てますよね。

（「違います」と呼ぶ者あり）違うの、違うのね。

それから、実施計画の、それから今の映像なんですけど、それも予算をどうこうという、やっぱりこれは予
算が絡むことではあるんで、やっぱりこれは引き続きね、検討だと思っますよ。それで、予算がつきそう

なときにね、じゃあという、こういう要望をして一括だとか、それっきり今ないんじゃないですか。幾ら案、ここで出してもね、予算がつくつかないかわからないことなんで、ただ予算をつけてくれという引き続き要望していくほかはないと思うんですよ、今の現状は。

今ここでいろいろ議論してもね、仕方ないと思うんですよ。まあ無駄とは言わないけど、結局予算がつけてくれるかどうかかわからないわけですから、27年度までに音声のみということに一応なってますんで、前に幾らか——いや、これ27年に後退してるんですよ。まあ6年でも7年でもいいんだけど、そのときにね、来たときに、じゃあこういう時に出そうということも私は大事なのかな。

今大事なことは、必ず引き続き予算をつくってくれ、出してくれという要望を強く訴えるほかはないと思うんですよね、現状は。はい。

○委員（関野杜成君） 今、関田委員のほうからもあったんですが、きのう、ちょっといいですかね。代表者会議で話されたときに、今、関田委員が言われたように、議会としての予算要望ということは引き続き行っていきましょうというようなお話をされて、皆さん一致されて、そういうような形になったんですけども、その中である意味、予算要望して行って、市のほうが予算をつけなかったら、このままずっとできないだろうというような話もありながら、なるべく早急にそういうものは実施していきたいという、たしかあのときは全会派だったように私は記憶してるんですが、意見がありました。

その中で、じゃあ議会費の中でどういう形で財源を捻出して安くまずはできるかというような話も出ておりました、そこに関して、私、提案させていただいたんです。先ほど床鍋委員のほうからもありましたように、やはりユーチューブだったりユーストリームだったり、そういったものを使った形でもできるんじゃないかと。

まず音声に関しては、今現状、皆さんはどうなのかどうかわかりませんが、私はデータでいただいております。そのデータをいただいて、私のホームページにはそのまま載付けてます。それを聞くことも可能になってます。

そういう意味では、議会のホームページの中に個々の方の一般質問の内容を載せることは、私は可能だと思っております。

ただ、データですので、そんな容量はないと思うんですけれども、そのサーバーの容量というのがどのくらいあるのかっていうのがまず市長部局との話が必要なのかなという点と、あと映像に関しては、これをサーバーに載けるとなると大きな容量になりますので、そういう意味では、ライブということになれば、ユーストリームという形で行えば、市のサーバーも使いませんし、まあ保存はできないんですけれども、保存をするためにはユーチューブというもので、そちらにアップをすることによって、市のほうのサーバー、または議会のほうのサーバーというのか、その部分は使わないというような形でもできると。

そうすると、じゃあ何が必要かとなると、カメラだけが必要になってくるのかなと。だから、そのカメラをじゃあどのように捻出して購入をしていくのかということになってくると私は思ってるんですね。

実際のところ、650万円とかそのぐらいのカメラを取り付ければ、鮮明な形でのものができると思っております。

ただし、それが市のほうが予算がつかなければ、ずっと足踏みをしてしまう中で、やはり鮮明さを求めるというよりも、まずはそういった議会の発信をするというほうに向けるのであれば、安いカメラでも私はいいのかなと。

私もこの件に関しては、先ほど床鍋委員が言われたように、市民の方というような形での意見は出させていたんですけども、ちょっといろいろやはり検討した中で、市民の方となると、好きな議員さんだけをユーストリームで載っけてしまう可能性もなきにしもあらずかなと。だから、その部分があったので、ちょっと市民の方というより、やはり議会としてカメラを設置して、どなたかがよくて、どなたかが悪いというそういうものがないような形でやるのが一番いいのかなというふうには思っております。

そういう意味では、20万円ぐらいあればカメラは買えますので、正直、ライブというところが可能かどうかというところがちょっと問題点がありますが、時間がちょっと1週間おくれてという形でもユーチューブのほうにはアップができますので、そういう意味ではまずは発信というところでは、そういう低予算なやり方でやっていくというやり方が私はいいいのかなというふうには感じているんですが。

○委員（尾崎利一君） インターネット中継のあり方で、委員会としての結論をどうするかということですけども、やはりインターネット中継のための予算を市へ要望すると、要求するということはまず第一のことだと思いますし、それはこれまでもやられてきたことだと思います。

正副委員長のこの案の中で出ている、どのくらいの予算で実現できるのか、費用対効果も含め再度確認するということも載せられてますけども、これはこの委員会が継続してこれをやるということではないと思いますので、これは議会としては当然要求するからにはそういう作業も行いながら、市への要望を継続していくということになると思うんですね。

それで、先ほど議会広報委員会の話も出ましたけれども、三鷹市などで数十万円でインターネット中継やってるという話なども聞いてますので、そういうところの視察などもして、いろいろ検討はしようというようなことでは今話し合っていますので、そんなことも含めて、議会として費用対効果、予算の規模、いろいろ精査しながらも、それでもインターネット中継を速やかに実施しろということは要求するというところで確認をするということで、ここについてはいいのかなと思います。

引き続き調査検討というよりも、議会の立場はきちっとそういうことで確認できるのではないかと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 尾崎委員の意見に賛成です。

市側がなかなか動いてくれないっていうのが今のちょっと難題だと思うんですけども、要望は要望として、議会のほうから例えばの話、今回、ことしから始まったんですけども、市の職員が視察と一緒に来ていただいているいろいろ勉強していただいているわけですけども、その費用だとか、それから例えば委員会で視察してるときに、今2泊3日で行ってるんですけど、これを1泊に一たん抑えてみて、そこで費用を捻出するとかという形で、私、個人的には、このインターネット中継、音声の中継から始めるということにしても、このインターネット中継というのとはとにかく最優先でやっていかないと、本当に市民が議会に対してのいろんな見ていく、それから監視していくっていう機能がなかなか満足できないので、これをとにかくいろんな形で、お金も議会のほうから、とにかく私たちもある意味身を切って費用を捻出したんですよっていう形でも持っていければいかがかなと、私、個人的には思っているんですけども、いかがでしょうか。

○委員（関野杜成君） 正直言うと、身を切るの嫌だなんて思うんですが、ただ市のほうにずっとこれを言っている中で、やはり全然動かないのであれば、もう議会としてそういう形で動くしかないのかなっていうのも正直あります。

待っていると、やっぱり市の意向なのかどうかわかりませんが、2年、3年、どんどんどんどん先に進んで

しましますし、議会としてはある程度そういうものを配信しようというのは一致しているのであれば、なるべく低予算な形でうまく議会費、今言われた視察をそういうふうに、なくすというとなると、ちょっとまた委員会としての問題も出てくると思うので、まずは金額的なものを見た上で、うまく出せるような、政務調査費からでもいいですし、2泊3日を1泊という形にするのか。

ただ、視察がなくなっちゃうというのが、ちょっとそれはまた委員会としての部分で、ちょっとあれかなとは思いますが。

そういう意味では、大まかな部分では御殿谷委員が言われたそういったものには私も賛成はできるかなというふうには考えております。捻出の方法はまた別としまして。

○委員（関田正民君） 結局ね、今いろいろ意見が出てますけど、最終的にはやっぱりね、今ここで予算をどうこうしようということは最終的な案であって、やっぱり一番大事なことは、行政のほうへ予算を請求すると、要請するというのが一番先だと思うんですよ。その後、いろいろな案が出て、やればいいことであって、やっぱりこれは正副で決めたようにね、議会の意思として市側へ要請を継続する、もうこれっきらないんじゃないかと私は思います。

○委員（床鍋義博君） 私も議会としては、予算を要望していくという方向性でいいと思います。

ただ、その方法として、今費用対効果ということが出ましたけれども、やはり費用がある程度かかると、やはり市の側も二の足を踏んでしまうところがあると思いますので、まあ恐らくは知ってると思います。ユーストリームなんかは無料で使えるサービスですし、カメラも中古使えば大した金額ではない、先ほど関野委員が言ったように20万円あれば、20万円あればビデオカメラとパソコンまでそろえられます。それでネット回線が、有線で今回ここまで配置されるのが、それが本会議場までは行くのかどうかはわからないですけれども、それがもしなくても、ワイヤレスでやることによって、月々4,000円弱でできることから、それほどボリュームのある予算金額ではないと思いますので、そちらのほうは、それも含めて費用対効果も、できますよという形で市に要望していったらいいというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） それでは、さまざま御意見いただきましたけれども、おおむねこの早期実現に向けて予算要望を、特別委員会の意思としても早期実現すべきであるということの意思を確認をしたという中で、また、財源の捻出の努力や、また費用対効果等についても議会としても努力していくべきであると、こういう御意見もございました。

それからまた、ユーストリーム、ユーチューブについては、当然費用は安いわけですがけれども、しかし、じゃあだれがそれを撮影をし、責任を持って配信をしていくのか、ここについては機械だけではなくて、人の問題も当然出てきますので、このあたりのことについては、この特別委員会で議論を深めるというよりは、所管の委員会である議会広報委員会において調査を今されてるようでございますので、特別委員会の確認としては、早期実現に向けて一致したということの確認ができ、また継続して市側へ要望してくということの確認ができたという程度にとどめて、具体的な実施方法等については代表者会議、もしくは広報委員会にゆだねるという形で取りまとめをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） おおむねそのとおりだと思うんですけども、中間報告のときにも多くの市民の方から、実現化に向けてという発言があったと思うんですけども、やはりこれだけ議会のあり方として時間を費やしながらか検討しているので、方向性としては皆さんの意見なんですけども、よりちょっと具体的な提案というか、意見の取りまとめってできないかなと思っていて、例えば段階ってあると思うんですね。市へ強

く要望する、要望するっていうのをずっと並べても、何となく、それが事実なんですけれども、何か前進感がないというか。なので、例えば、まず広報委員が今私の手元へちょうど持ってきたんですけども、各市の導入の初期経費とランニングコストとどういう方法をとってるかっていう、いろいろな議会のインターネットの中継を実施しているところの状況一覧というのがあって、その一番最安値、いわゆる最安値のところと最高値のところと、どういう運用をしてるかっていうのを広報委員でこれから調査研究していくっていうことがあるんですけども。それを広報委員会がやった結果をもって、今まで考えていた予算よりも本当にそれをやる意味で、どういう市民にとっていいことがあるということ、何か、よそがやってるからやりたいたいというような、ちょっと何か、何て言ったらいいのかな、説得力がないと思っていて、どうしてインターネット配信をすると市民にとっていいんだっけということを、ちょっとちゃんと言えりようなものをつけて、で、それを実現化するためには、このコストの内容でできますということまで議会はやって、この予算を請求してるんですけどまず出したとしますよね。それが結構、予算が小さ目に済んだ、でも却下された。でも、私たちとしては市民のためにはこういうことをやりたい。他市がやってるからやるんじゃないで、こういうことを考えてやりたいってことを言っているわけですから、その次の段階で、例えばこれは私、本当に先ほど関野さん言ったように、行政視察のところを削ってやるっていうのが本当に市民にとっていいのかどうかっていうのは、私、はっきり今言えないと思ってるんですね。

だけれども、さっき、市民にとってインターネット配信をするにはこういうことのメリットがあるんだということを書いたら、じゃ行政視察にはこういうメリットがあって、それをやったとき、どっちが優先順位が高くて市民に還元性が高いのかということまで考えて、どういう結論を持つのかというような道筋をつけながら市側に予算要求をしていくってというような、何ていうんですかね、具体的な段階が見えないと、常に予算要求を強く議会側からしていくって言っている、もちろん安く済めばいいのは検討しますっていうのはそうなんですけれども、ちょっとあり方検討委員会としては、もう少しちょっとそこら辺まで突っ込んだ最終的な取りまとめができたらいいなって私は思ったんですけども。

○委員（関野杜成君） 私も似たような意見なんですけど、まず先日、市議会からの市への要望として取りまとめができて、要望をするということになってます。それに対して、インターネットを、このインターネット中継を現状の650万円という金額でやるのかどうか、もっと安くできないのかどうか、そういったものは広報委員会で今話し合われてると。ただ、これをじゃあ実際にやるとなったときに、いろいろな議会の問題点が出てくる。じゃ、それを議運としてはどうなっていくのかっていう、やっぱりいろいろな委員会で見ていかなきゃいけない問題があると思うんですね。

そういう意味では、このあり方委員会の中でこれをじゃあそういうやる方向性で取りまとめる、けれども、そういった取りまとめの意見を聞いて、広報委員会としてはこれを研究してください、議会運営委員会としてはこれを研究してくださいというような、やはり指示というか、そういう最終的にはそこまで答えを出していかないと、やっぱりあり方として、またこれで3巡目という形になってしまうのかっていうふう思うので、できればここまで皆さん言ってることっていうのは、ほとんどやはりやるべきだという点においては皆さん一致していますし、そのやるべきだという点において、じゃどういうふうにするかっていうところがちょっと微妙に今ずれてるんだなっていうふうには私は思っているんで、そういう委員会に付託していかないと何も進まないのかなって思ってます。

最終的に議会運営委員会だったり広報委員会のほうでそういったものを、こういうものあります、ああい

うものありますっていうものをまとめてもらって、代表者会議で最終決定をしていくような、そういう取りまとめをしていただければなというふうには思っております。

○委員（和地仁美君） 今の関野さんの意見は、できたら、そんないいことはないかもしれないんですけど、うちの特別委員会が各委員会に指示を出すっていうことはないなって私は正直思ってるんですけども、ただ、私たちが出した一つの結論で、その一つのサンプルっていうか、提案ですよ。こういう流れで進めていったら、実際に動きが出るんじゃないかっていう提案をして、その後は、各委員会であつたり代表者会議であつたり議運であつたりというところで、その提案をたたき台にして具体的に決めていただければいいんだと思うんですけども、何となく漠然と予算要求をしていきましようとかっていうよりは、アクションに移せるような提案のところまで一定の具体的な結論を出したほうが私は実のある結果になると思っております。

ただ、指示はできないとは思ってます。

○委員長（中間建二君） 今具体的な提案が、ここで取りまとめるべきだっていう御意見をおっしゃるのであれば、御自身が具体的にこういう具体的な提案があるっていうことをここで言わない限りにおいては、ほかの方の意見を待って具体的な提案をまとめましようと言っても、これは当然進まないの、一つ一つ結論出すために正副でたたき台を出してますけれども、和地委員が、ここで具体的な中身をもっと細かく詰めて委員会の結論にしたいということであれば、御自身が具体的な提案をしていただかなければ、とてもそこまでは行かないと思うんですね。

それで、私が先ほど申し上げたのは、議会広報委員会が今所管の委員会として具体的な調査にもう入ってるっていうふう聞いてますので、いずれにしても、今東大和市議会として代表者会議で予算要望、一致してやっていくということについての内容としては、音声配信が約70万円、それから映像配信は650万円というものを前提に予算要望を継続していくっていうことでございますので、それはそれとして確認してますので、特別委員会の意思としても、そこは当然やっていくべきでしょう。ただ、具体的な費用がもっと安く、また代表者会議では関野議員のほうから、今のホームページに音声データを張りつけるだけでも実現できるんじゃないかと、こういう具体的な提案もありましたので、そこも含めてその費用対効果について勘案しながら、できることは当然速やかに進めていくべきであるということは、皆さんの御意見だというふうに私は受けとめてますので、調査報告書の取りまとめの段階ではそういうことも踏まえられるかなと思うんですけども、それ以上に具体的な御提案がもしあるのであれば、また委員会としての考え方としてまとめるべきだということであるのであれば、そこを逆に和地委員として具体的にここで出していただかなければ、皆さんがそれでいい、それを委員会の結論にすべきだということには当然なっていないので、そういう形でこの2巡目はとにかく一つ一つ、なるべく先送りしないで結論を出していくっていう前提で、ただ当然、どうしても合意できなければ先送りということもありますけども、そういう前提でぜひ発言いただければありがたいと思っております。

○委員（関田正民君） 今委員長が大体言っていただきましたんで、そのとおりなんですけど、それから和地さんが心配してるのはね、やっぱり市民から、これだけ議論してるのに、なぜまた継続かよと、引き続きかと、単純に言われるということだと思うんですね。言ってること、すごいわかるんですけど、結局これだけは幾ら20万円で安いだろうといっても、行政の予算ですから、我々が買ってもらう金銭感覚でね、物を言うのと違って、それから和地さん言うように、説明しなきゃ、ちょっと何回もやっておかしんじゃないかって言われることも、この前のアンケートをとると載ってるけど、あんまりそういうことをね、実際これだけ議論し

てるわけですから、そういう質問が出たときには、今言っただけのいろいろな案を、もう全部出たんだよ言えたいことであって、あんまりそういう、ちょっと言葉は悪いんだけど、世間体ばかり気にしてるんじゃないで、これははっきり言って、もうこれだけすごい勢いでみんな議論してるわけですから、いろいろな方法なりね、自分たちの政務調査費も減らそうという意見まで出てるわけですから、結局これは最終的にはどうしても正副で決めた、議会の意思として市側への要請を継続する、これつきりないと思うんですよ。

和地さん言うように、あと付録つけろっていう気持ちもわかるんだけど、今非常に難しいと思うんですよ。どうしてもやっぱりそういうこと、議論があったの、いやいや、これこれこう議論してるんだということ、これを淡々と説明すればいいことであって、これはもう実際そのとおりなんですから、これ以上、何かどうこうしようってあんまり世間体ばかり気にしてたらね、本当に議論できないし、そんないい人間に、いい子になることもないし、だめなものだめで、これはあくまでも、議会としてはとにかく金が欲しいんだ、予算が欲しいんだという強い意思表示はしてるわけですから、結論はこれだと思いますよ、私は、最終的には、幾ら議論しても今の段階では、それでまとめましょうよ。

○委員（中村庄一郎君） 正副のね、皆さん聞いておられたと思うんですけども。できればここで、さっきの広報委員会でもこういう形のことを進めていくということで、さっき委員長が言われたように、広報委員会に一つ原案として投げかけると、これも一つかなというふうに思います。

また、広報委員会は広報委員会、また今度、また戻していただくとか、またいや、これ議運でやってもらおうじゃないかかっていうことで進んでいけばそれはいいのかなというふうに思うんですよ。

ですから、とりあえずはここで今までと同じように、やっぱり予算のほうのことですね、それについてはぜひこれからも要望し続けていくと。

ただ、要望し続けていく中では一つ、意見がいろいろ出ましたけども、私としてはね、例えば政務調査費をどうのこうのとか、あと委員会の視察のほうをどうのこうのとかっていう話も出ましたけども、我々議員としてはね、例えば市民の意向を受けていろんなことで要望することっていっぱいあるのに、自分のときは、これはじゃあ差しかえて、こっちを強く、あっちを強くってということよりも、やはりもっと精力的にこれも欲しい、あれも欲しいって言うのが私は議員かなというふうに思うんですよ。それはもう調査をしていくにはね、あれも欲しい、これも欲しいって言い続けなければ、自分が自分のことができなければ、市民のためにできないんじゃないかなというふうには思います。

確かにこの中では、費用対効果も含めてということもございいますから、そういうところの精査をできれば広報委員会なら広報委員会の中でやっぱり煮詰めていただくような必要性もあるし、広報委員会で、いやこの部分についてって議論をした中でね、この部分については広報委員会の中で判断できるものじゃないから、じゃ次は議運に戻そうとかね、代表者会議に戻そうとかっていったらね、やっぱりそれがあくまでこのあり方委員会のやり方なのかなっていうのがちょっと思うんですよ。

要するに、議会の中はそれで活発化してきて活性化してくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことが展開していくことによって、やはり予算のとり方だとかね、再度やっぱり検討していくのかなというふうに思います。

ですから、とりあえずこのところの情報発信の部分では、こういう形で26年度、27年度ということで、こういうふうな形で進んできてますけれども、さらに強く議会のほうからも要望をしながらも含めて、これでとりあえずはですね、今回はこのところの部分で取りまとめをしていただければというふうに思います。

ただ、何度も言うようですが、私としては、3常任委員会がやっとここで少し、ある意味常任委員会としての活動も出てきたのかなというふうに思うわけです。その中ではやっぱり視察のほうの削減ですとか、あとは政務調査費の関係の削減とか、そういうのはやっぱり調査していくべきことをきちっと自分たちのやっぱり身になるという意味では、やっぱり予算もそれなりに必要でありますから、そういう部分なんかよく検討の上でそういうのを進めていっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 関田委員に大分加勢をしていただいたかと思うんですけども、決して世間体というよりも、何でしょう、例えばこれってお金の話、平たく言うと予算ってお金の話なんだろうなと。これだけのお金が要るんだよってこっちで説明しても、なかなかそれが市で認められない、要するに優先順位を高めてもらえないっていうことだと思うんですけども。それを高めてもらうために、例えばこういうふうにここは、じゃあ映像の鮮明度はここまで、目的以上だから落としてこうやってお金も考えたんだからどうだって、普通の人と人との交渉のときも、こっちからまた違った方向性で出してみたり、こっちがここは折れてみるから早く受け入れてくれよって、そういうやりとりがありながらお金の交渉ってやっていくものだと思うっていて、それを今回広報委員のほうで、私、広報委員にも所属してるので、いろいろ調査研究してるっていうところなので、それでそれを市側に要請する中でもいろいろ工夫をもってより速く実現化する方向で、例えばこのあり方委員会としては、広報委員に付託して、そこでどんどん深めてってもらって、新たな提案とか方向性を市に出してもらうように、要請するではないですけども、そういう方向性で議会全体としてやっていくっていうようなことがわかれば、それを具体的に今まで以上に進んだ感じがあると思うので、そのところを、何でしょう、報告の中で明文化していただいて、あとは広報委員のほうでやるのか、その後出たものに対して、代表者会議や議運でやるのかっていうところはまた次の話だと思うんですけども、取りまとめの中でそういったところを少し含めてもらえればいいのかという意味で言ったんですけども。

○委員（関野杜成君） このあり方に関する調査特別委員会の一歩初めのときは、ここで話されて、担当がここじゃないだろうというふうになった場合、各委員会にその件を投げるというような話だったと私は思っています。

そういう意味では、今ここでの話し合いの中では、広報委員会ではそういった調査をしていると。その中で、ここでも同じように、正副委員長のほうでは市のほうに対しては要望していく。これはこれで一ついいんです。

けども、話の中で出たように、ユーチューブやユーストリームやそういった財源を少なくしたやり方っていうのもあるんじゃないか。両輪で考えるために、ここで皆さんが一致をしていただければ、広報委員会のほうにその調査してくださいと、先ほど私、指示と言ってしまったんで、言葉がちよっと違うという部分もありますけれども、そういう投げかけもここで決定しないと次に進まないんですよ。で、報告書が決定したっていう形でいいんですよ。

これが、このあり方が全部終わってから投げるんじゃ、その時間がもったいないんですよ。そういう意味で、まずはそういう両輪でやっていかなきゃいけないっていうのが1点と。あと、市への要望するに当たって、今月末まででしたっけ、時期は。時期がやはりありますので、そういう意味では、先日、代表者会議で70万円と650万円っていう、そういう要望をしていくということで決まっていますから、やはりそうやってやっていかないと何も進まないと思いますし、私はそういうふうにこのあり方ではどンドンどンドン振っていく

ものだと私も認識しておりましたので、やはりそういうところで、じゃ今回の取りまとめとして市に対しての予算要望は今までどおり、いや今以上に行っていくという点と、広報委員会にそういう安いものがあるんだあればそういう調査をしていただくというところまでが取りまとめなんじゃないかなと。

それを取りまとめた上で、早急に広報委員会にその調査依頼をお願いすると、できれば議会運営委員会というところですけども、まずはやれるのかやれないのかというところが決まらないと、議会運営委員会はどういう中継がいいのか、ここはいいのか、ここはだめなのかっていう話まではできないと思いますので、まずはその取りまとめという意味で先ほどから言わせていただいている部分でもあります。

広報委員会でそれがこれでいいとなったから、じゃあそれで行こうという流れになるかどうかはまた別です。まずは、このお金でこのぐらいの画像でとか、そういったところが見えてこない、皆さんも納得もできないでしょうし、ましてやもともと議会から出しているものは鮮明な画像で、なおかつボタン1つでできるというようなもので考えたから650万円という金額になってるわけですから、先ほど言ったように、じゃあだれがそれを映像を処理するのか、何をするのか、そういったものをもろもろ問題が出てくると思いますが、そういうものを含めて、やはりあり方検討委員会として広報委員会にそういったものをお願いする。ちょっと何ていう言葉が適当なのかわからないですけども、そういった要請をするような形を行うのが私はここでこの取りまとめなんではないかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） 私の取りまとめの言っている趣旨は、おおむね今関野議員がおっしゃっていただいている内容と同趣旨でありますので、また広報委員会での議論については、1巡目の取りまとめの中で議会のホームページの充実については広報委員会での検討ということになっておりますが、その他の今議論していただいているインターネット中継のことですとか、その後の議会としての情報発信の問題ですとか、こういったものは引き続き検討しましょうということで取りまとめさせていただきますので、2巡目の議論に入ると。

広報委員会で今インターネット中継のあり方について、これはそもそも広報委員会は所管をしてるわけですから、先行して調査して何も問題はないわけで、ですから、私が申し上げてるのは、今ここで改めてそれを広報委員会をお願いをする、依頼をするというより——ことももちろん確認してもいいんですが、先行してもう既に、特別委員会の結論を待つまでもなく、もうスタートしてございますので、そこを委員会としては確認をして、特に費用対効果の部分については広報委員会での調査にゆだねるといっていいのかなと。そこで結論を当然、広報委員会での調査の結論を待つというわけにはいきませんので、この場での取りまとめとしては、そういう取りまとめでいかがでしょうかということをお願いしているということで御理解いただきたいと思っております。

○委員（関野杜成君） 委員長の御意見も確かにと思うんですが、やはりあり方というところで別枠で考えたときに、そういう意見を広報に投げたという答えをつくっておくのも私は一つなのかなと。広報委員会が、こっちが投げかける前にもう調べてるっていうのは重々承知ですが、再度、あり方の中での結論としてもそういうふうになりましたので、広報委員会のほうでお願いしますという、そういった意見があったほうが、先ほどの和地委員さんが言ったように、市民の方からのというところからすると、やはりそれがちゃんとした答えとして踏まえられるのではないかなという意味で、あり方から投げかけてというか、そういう形のほうがいいのかなと思っております。

○委員長（中間建二君） ですから、私が申し上げているのは同じ趣旨ですので、あくまでも広報委員会にゆだねるといってのがこの委員会の今の結論ですということを繰り返し申し上げますので。

よろしいでしょうか。

それでは、このインターネット中継のあり方については、今さまざま御意見いただきましたけども、皆様の御意見を踏まえまして取りまとめをさせていただきたいと思います。

では、引き続きまして、次の項目に移らせていただきます。

イとウについては、確認、合意が済んでございますので、エの議会としての情報発信と議員個人の情報発信のあり方の項目について移らせていただきます。

この件についての御意見といたしまして、議員個人のチラシ、ブログ、ツイッターによる情報発信でも、議会として何らかのルールや共通認識が必要ではないか。実際に、事実誤認の情報が発信されているケースもあると、こういう御意見がございました。

また一方、発言の自由が保障されている中で、議会としてルールを設けるのはいかなものかという御意見もございました。

議員としての倫理感、モラルの問題でもあり、議会の公式な情報発信と議員個人の情報発信のあり方について協議を継続するというので取りまとめをしてございます。

そこで、この場での議論の方向性、たたき台としての御提案でございますけれども、群馬県桐生市議会において、ツイッターによる発言を理由に懲罰事案に発展をし、失職に至った事例がございますので、これを委員会としても確認をする必要があるのではないかと。それから、議会報以外の政党や個人が発行する広報誌やインターネットなどの媒体を通して情報発信をする場合に、やはり当然のことであるとはいえ、事実に基づいた情報発信を行うということをこの特別委員会の中でも確認をする必要があるのではないかと。それから、議員としてのモラルが疑われる場合には、市議会が定めております政治倫理条例に基づいて適正に対処するというので、委員会として考え方を整理してはどうかということが正副委員長のたたき台としての御提案でございます。

皆様のほうから御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） これの2番目のポッチが多分私の意見だと思うんですけども、発言の自由が保障されている中で、これ私、その場では、これ憲法違反だというふうに発言をしたというふうに記憶をしています。議会内の振る舞いのことと議会外での個人の発言というのは、これは区別されるべきであって、ここを制限することは、例えば議会という、議員になったおかげで発言の自由という憲法に違反するような制限をかけられるというのは、これは逆に言えば、言論の府として自殺行為なのかなというふうには感じます。

これがもし外側の、例えば事実誤認で情報が発信されているケースがあるとかっていうものは、他の法律で十分に対処できる問題でもありますし、前にそういう話はしたと思うんですけども、そのことがあるからといって外側の意見を制限するっていうのは、これはやってはいけないことだなというふうには思います。内部の、議会の中での発言と振る舞いというのはまた別問題というふうには思います。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） ここに群馬県桐生市の話があるんですけども、これ御存じでしょうか。これ、この件に関しては床鍋さんはどのように考えておられますか。これはツイッター上の発言なんですけども、どのように考えますか。

○委員（床鍋義博君） この件に関して、私も調べましたけれども、調べた範囲内では、懲罰理由がツイッター上の発言だけではないです。議会の中でも、例えば懲罰委員会にかけられたことが私には勲章だとか、

そういったことも含めて全体として判断されたのであって、ツイッターの発言、それを一つとって懲罰にかけ、失職に至ったというふうには判断しておりません。

仮にもしツイッターだけで判断をされて失職にということであっても、私の立場としては、それはまた違うのではないかなというふうには思います。違うというのは、やってはいけない。それは選挙を経て当選してきた議員ですから、それを議員の中で、限られた議員の中で判断をしていいものかというのを感じます。以上です。

○委員（関田正民君） 床鍋さんが言うように、発言の自由が保障されている、これは当然なんです。ただ、国会議員と地方議員は全く違うんですね、発言の自由があるのか。だから、一般生活の中では発言の自由は認められてますけど、議会として、議員としては認められてないんですよ。いわゆる、何と云えばいいのかな、何でも云えばいいってもんじゃないんですよ。罰にならないっていうこと、言うだけ言っても。国会議員の場合は、逆におまえはばかだと言ってね、だけど地方議員の私がばかだと言ってたら、これは懲罰になるんですよ。その差なんです、単純にわかりやすく言えば。

だから、このツイッターの問題もいろいろわさ聞くと、選挙運動のことも、うちの議員で、ある議員を名指してツイッターで批判してると、そういううさを聞いてます。やっぱりこういう線引きがね、非常に難しいし、ただたまたまその人間が裁判にしないだけのことであって、また書いている人間が発言の自由だと言われれば、そういうことだって、これ紙一重だと思うんですね。

結局、これはやっぱり慎重には慎重さをもっていいんで、私はこれはあんまりよくないのかなというのが私の結論です。

○委員（関野杜成君） それがよくないということは、ツイッター、ブログ、そういったものはやっちゃいけないという話になってくるのか。必ず載せるに当たってどこかに問い合わせをして、この発言でいいですかっていうものを置かなきゃいけないということを考えているのか。どういったことを考えているのかをお聞きしたいんです。

○委員（関田正民君） 単純に言えば、一般常識ですよ。個人攻撃なのか、一般質問で疑問を持った質問を聞くのか。そういうことですよ。

○委員（関野杜成君） そうすると、正副のほうで出していただいたこの議員としての倫理感、モラルというところの問題ってなってしまうので、それを、もしこれが問題だから、じゃあどうするかというところが結論になると思うんですけども、それをどうしていこうと考えておられるのか。今の関田委員の話だと、倫理感であり、モラルであるからというところで結局終わるんですけど、書く人はやっぱり書いてしまうわけじゃないですか。

以前もこの議会でも、この議会というか代表者会議でもありました。ここの議員の方が、全然内容と違うことを個人のビラで書いたと。それに対して、一部に関しては謝罪を、謝罪というか修正をしたらしいですけども、正直、私のほうは修正をそのままされてない状況で、ずっとこのまま来ている状況もあります。

やっぱりそういうところからすると、以前そういうような形で代表者会議とか議会とかで、やはりそういうお話し合いがされておりますから、もしそういうものが発覚した場合は、そういう場所にて話し合いを行うとか、そういう逆にルールづくりをしていったほうが、これに対してやはり問題と思ってる側としては、やはり今後のやり方としてはいいんじゃないかなって私は思っております。

そのルールがやはり決まらないと、なかなか難しいところなのかなと思っております。

○委員（御殿谷一彦君） この最後のところに、「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例に基づき適正に対処する。」っていうふうに、ここに一応案として出していただいているんですけども、この政治倫理条例、東大和市がつくった政治倫理条例で、要はここにあるんですよ、実は。「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。市民全体の代表者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」、こういうふうないろいろ書いてあるんですけど、要はこれらを守っていかなきゃ——これは、だから市議会の議場での発言だけじゃなくて、これは議員となった以上、もう寝ても起きてもという話なんですね、これね。これが多分関田さんが言ってる、ちょっと国会とはちょっと多少違ってるところだと思うんですけど、ただうちの市としては、もうこういうのをつくってやろうってことでやってますので、もうこれに基づいてしっかり皆さんは、何ていうか、意見を述べ、行動しなきゃいけないんですよというふうに、まあ言葉はよくないけど縛られてるっていうか、そういうことになってるんじゃないかと思うんですけどね。

○委員（関野杜成君） であれば、これができてるわけですから、別にこれ以上というところなのかなという話になってくると私は思うんですけども。

○委員（尾崎利一君） 市議会議員で、市民から選ばれて市議会議員になってるわけですから、悪いことはやっちゃいけないということだと思うんですよ。議会の中であろうと、外であろうと、やっぱり悪いことをやっちゃいけない。悪いことをやったら、ここで政治倫理条例って書いてありますけども、政治倫理条例に基づきだけではなくて、議会のさまざまな諸規定もあるわけで、私は政治倫理条例に基づきというと、これだけに限ってしまうので、ちょっと。

政治倫理条例は、たしか市民の方が50人の署名か何か集めて何とかというんじゃないかなかったですっけ。（発言する者あり）いや、違うでしょう。政治倫理条例は……（「要請があった場合でしょう」と呼ぶ者あり）そうですね。

政治倫理条例は、市民からの調査請求権に基づいて発動するんだと思うんですよ、この……（「いや、いや」「違う、違う」と呼ぶ者あり）政治倫理審査会……。 （発言する者あり）

○委員長（中間建二君） 今改めて政治倫理条例について確認をしたいと思いますので。

○議会事務局長（石川和男君） お話が出ているように、東大和市議会議員政治倫理条例は、平成15年にできておまして、東大和市議会の議員の手引の115ページ、そこからさまざま出ております。

目的が、第1条で、「この条例は、市議会議員（議員）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」。

以下、第2条では議員と市民の責務等々ずっと書いておまして、先ほど委員からお話がありました市民の調査請求権ということがあります。これにつきましては、第4条で、次のページに出ております。市民の調査請求権、第4条、「20歳以上で市内に在住、在勤又は在学する者は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の署名により、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。」と、このような請求の関係も出ております。

それに合わせて、そういうふうな所定の書式を、請求を踏まえて、議会としては政治倫理審査会の設置等の基準も第6条以降に書いてございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 今回の御説明の前段としてね、第2条の2項には、「議員は、市民の信頼に値する倫理性と、自らの役割を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。」、また3項で、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、市民に対し自らすすんでその高潔性と責任を明らかにするよう努めなければならない。」と、このようになってございまして、これは当然市民からの請求もできる規定が、先ほど事務局長から説明があったわけですけども、議員の責務としてみずから進んでその高潔性と責任を明らかにするよう努めなければならないと、こういうふうに条例では規定をされてるということでございます。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、いずれにしても議会の内外を問わず、悪いことをしちゃいけないということだと思うんです。

それで、ですから、それは先ほどからいろいろ議論が出されてるように、もう当然のことで、ツイッターやブログやホームページでどうこうっていうだけの情報発信だけではなくて、行為も含めて、やはり議員はそれだけの重い責任も持ってるということだと思います。

ただ、それを議員個人の情報発信のあり方というところで殊さらに指摘をするというのは、やはり議会外での情報発信について議会の側で議員の言動に干渉するかのようなことは、やはりやるべきではないというふうに私は思います。

○委員（中村庄一郎君） いろんな意見がありますが、この中で正副の提案の中をちょっとよく読み直してもらいたいのは、まず先ほど床鍋委員が言われた、発言の自由が保障されている中でという話がありましたね。別にこれ、何から何まで全部厳重にがんじがらめにしようっていう話じゃないんですね。

要するに、先ほどから皆さん言っているように、事実に基づいた情報発信を行うことを確認するっていうことで、確認するっていう言葉にしてあるんですね。

それからあと、モラルを疑われる場合には、要するにそういう政治倫理条例に基づき、ちゃんとそれに対応しましょうということであって、別に個人の発言を規制するというものではないんですね。やっぱりそこところはちゃんと理解していただきたいなという部分が一つあるんですね。

それと、あえてこういうことをっていう尾崎委員のあれがありましたけども、やはり、じゃあ事が起きたときに、まずは発端からはどういうふうにしたらいいのかなっていうことは、やっぱりこういうことをある程度基礎として、皆さんの中で承認をしておかないと、事が起きたときにひとつ始めようかなというときに、ちょっといろいろ動きのほうの形のものいろいろね、たくさんあるんじゃないかと。それには、じゃあまずは政治倫理条例に基づいて適正に処理をしてくんですよということの確認事項みたいところで考えておいていただいたほうがよろしいのかなというふうに思うわけです。

事実、さっきもいろんな事例の話も出てきましたけども、実際にそんな言葉のいろんなこともありましたし、例えば情報源の中では、今回何かいろいろ何とか細胞、iPS細胞でしたっけ、あんなのなんかでも、報道がやたらたつたつたと流しちゃって、後になって事実確認ができてなかったなんていう情報なんていうのはたくさんあるわけですよ。

だからそのところは、別に本人が誤って出しちゃったっていうのならで出しちゃったでいいんでしょう

けども、でもそういう部分のところはね、やはり確認する必要があるでしょうと。そういう部分では、例えば過去にはね、大和でも資格審査だとかね、いろんな部分のことでいろんなことをしてきましたけども、だからそんな中で、やっぱり一つの基準として一つこういう形のもがあったほうがいいんじゃないのというところで御理解をいただければというふうに思うんですね。

○委員（床鍋義博君） 正副委員長のこのたたき台に関しての経緯、その他の説明については、今理解をしましたが、これがやっぱり憲法違反であるとか、検閲とか、そういったほうに走るのがすごく怖いんで、そういうことを過去日本は行ってきた経緯があるわけですね。そこで、やっぱり議会在死んでしまう、死んでやっぱり機能しなくなって、不幸な結果が過去にあったということを、やっぱり我々自身が、これは言論の府ですから、言論に対しての大切さということをおわかってなきやいけない。逆に言えば、それも一つ間違えば、使い方によっては凶器になることもわかっていけば、この一番下の丸ポチの「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例に基づき適正に対処する。」といった文言であらわされればいいのかなど。はっきり言えば、上2つは要らないのかなという、そういうふうに思います。

○委員（和地仁美君） 私は、正副で取りまとめていただいたこれでいいなと思っているんですけども、そもそも論で言うと、議員としてのモラルっていうところで、これ1巡目でもこんなことを話し合うのは稚拙だっという意見もあったように記憶してるんですけども、でも世の中の進歩の中で、ツイッターとかブログとか、今までにない媒体等スピード感がある中で、使うほうも手軽さゆえに手軽にやってしまうっていう、予想し得なかったことが起こる可能性を含んでいるっていう意味で、例えば紙に書いて印刷をするって、その手間のときは、読み直したり何なりっていうのがあったりっていうんですけど、ぱぱぱとやって、ぱつと発信できるっていう、そのスピード感の中で、もしかして誤ったことをしてしまうことのないようにというイメージで、多分これは取りまとめられているのではないのかなと思うので、以前、高級なホテルでバイトしてる子が、バイト中に芸能人が来たってツイッターで言ったって。多分、今までの情報機器の技術じゃ、そういうことって起こらなかったのかもしれないけどもっていうことが起こってるのと同じような可能性ですよ、可能性としては。

なので、何も新しいルールをつくるというよりも、いろいろな可能性が出てきた中でも、もう一回自分たちでそういうことを確認をして、きちんとやっていきましょうよという確認っていう理解でいるんですけども、それでいいのではないかなと思ってます。

○委員長（中間建二君） あとはよろしいでしょうか。

今和地議員がおっしゃっていただいたように、正副のたたき台としてはあくまでもこれは確認を、委員会の中での議論としては、あくまでも事実に基づいた情報発信を行うことはこれ当然ですけども、事実じゃないことをあえて発信するというは当然ないわけですけども、しかし先ほど和地議員がおっしゃったように、現実的にこのツイッターという今まで考えられなかったようなものを活用することによって、事実でない問題が全国に広まり、そのことによって、恐らくこの桐生市議会の懲罰事案っていうことに至ったっていうことは私としては、委員長としては認識してますので、そういった意味でも、あくまでも事実に基づいた情報発信を行うということを確認をするということがこの委員会の中では前提であって、その上で政治倫理条例というのも既に東大和市議会であるので、条例に基づいた対処をするということも、またこれも当然ではないかという趣旨でございますので、たたき台ではそうなるということをぜひ御理解いただいて、もしそのほか御意見がなければ、たたき台に基づいての取りまとめということで進めたいと思いますけれど

も。

○委員（関野杜成君） 今委員長の言われたとおりに思うんですが、ちょっと確認で、ある意味、チラシ、ブログ、ツイッター、そういった情報発信をするものを制約するものではなく、再度、政治倫理条例というものを確認するという意味合いだというふうに理解しましたので、それであればそれでいいと。

ただ、そこで、これを確認するというときに、今確認をここはできたと思うんですよ。ほかの議員さんたちが確認できるかというところ。やはりせつかくわざわざ議題として上げて、この中でもやはりこういったいろいろな議論が出ましたから、そういう意味では、全員協議会とかそういったところで再度確認をしたほうが、確認するということであれば、それでもいいのかなって思うんですけど、報告書だけで確認がとれるかっていうところが正直あって、確認するということは、ある意味、そういったことまでなのかなと思ひまして、ちょっとその後ろの部分はいかがお思いかを、ちょっと。

○委員長（中間建二君） 正副のたたき台としては、これはあくまでも委員会の中で確認をし、当然調査報告書の中では、議論された内容、確認された内容が盛り込まれていくということであって、要はここで議論してることを全部、じゃあ一つ一つ代表者会議云々、全員協議会云々ということにはやっぱりならないと思ひますので、またそのために各会派から代表者が出ていただいて、各会派の意向も踏まえながら議会全体のことを議論してますので、ここで確認されたことは、それぞれの会派には当然お伝えをいただけるものだという前提で一つ一つ取りまとめをし、最終的には調査報告書の取りまとめの中で特別委員会や、また議会の意思としての確認になっていくというふうに理解しております。

○委員（尾崎利一君） 私はあえてこういうことを言う必要はないという見解ですけども、大方がこの方向でということですので、それであれば、この「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例に基づき適正に対処する。」という文言ですけども、これだと疑われたら政治倫理条例で発動するというふうにもとりかねないので、疑われる場合には、議会が必要と認めた場合とか、必要に応じて政治倫理条例等に基づき——政治倫理条例だけではないと思ひますので。

要するに、この文言がちょっと、モラルが疑われる場合には適正に対処するっていうふうになっちゃうと、機械的っていうか、一律にっていうか、場合によっては強権的っていうことにもなりかねないので、その表現を正確にする必要があるんじゃないのかなと思ひます。

○委員（関野杜成君） 今の尾崎委員の意見に関して、確かにそう思うところもありますが、もしそこを変えらるとなると、条例自体を変えていかないといけないのかなというふうに私は感じております。疑われるものに対してと条例にも書いてありますので。

ただ、ある意味、この政治倫理条例に基づき対処するといった方にも、やはり政治倫理条例はしっかりと行われることであって、ただ単に、それを疑われるから、はい出しましたとなったときに、実際にやってみたら何の問題もなかった。そこはある意味、それを出した方のモラルの問題ですよ。そうなってくると、その方に対して政治倫理条例っていう話にも私はなってくると思ひます。

そういう意味では、やはり先ほど皆さん言われてたようなことで、やはりそこはモラル、倫理感をもってこの条例は運用すべきではないかというふうには考えておりますし、先ほど委員長言われたように、その確認をするというところですから、私はある意味それで、文言云々というよりも、それでいいのかなというふうには思っております。私の意見です。

○委員（床鍋義博君） 私も今尾崎委員、関野委員がおっしゃってる中で、議員としてモラルが疑われる場合

には、政治倫理条例に基づき適正に対処ですから、適正に運用されるということであれば、有利、不利も含めての適正ですから、それはいいのではないかなと、包含されるのではないかなと。

逆に、いろいろ文言を足すことによってそれを、もっともっと限定したものになってしまう危険性のほうがあるので、このほうが大きい中でくられていいのかなと思うのが一つと。もう一つ確認なんですけれども、私、上の2つは要らないというふうに言ったのは、ちょっと引かかったのが、この2つ目の黒丸の「事実に基づいた情報発信を行うことを確認する。」なんですね。これ新聞とは違いますから、議員というものは基本的に事実とどの辺で認めるのか、どの辺の証拠を集めたら事実というのかというのって、すごくあいまいだと思うんです。

少なくとも政治家たるもの、信念に基づいて情報発信を行うというのは当たり前の話なので、この事実に基づいたっていうことを文言としてもし入れるのであれば、ちょっと私は少し先ほど言ったように、限定されてしまうので、ちょっと違うのかなという感じはいたしますので。

○委員（関田正民君） 私は逆にね、床鍋さん、事実に基づいた確認は必要だと思うんですよ。それをしないでいきなりやると、さっき関野さん言ったようにモラルの問題になって、またおかしいんじゃないかってなる。

まず、書いたんなら、書いた人間に事実の確認をするのが先じゃないですか。それで、違うんなら、政治倫理条例にかければいいことであって、だからこの確認というのは、とり方にもよるんだけど、必要だと思うんだよね。まあしなくてもいいわけですから。

○委員（床鍋義博君） 私が言ったこの事実の確認というものは、例えば今回、桐生市の話において、事実っていうのは一つとかっていうふうに決まってない。例えばこの桐生市の市議会議員の人から見た事実と、例えばこういうふうに放射能に関して、例えばこれ血液の問題とかいっぱい出たんですよ。そのときに、言われた側の問題というのは、実際には本当は何年もたって何十年もたって科学的調査をしなければわからない問題なんですよ。とすると、事実を調査してからでないと言言できないとすると、この件に関してはだれも何にも言えない。放射能に関してもだれも何にも言えないというと、言論の府として、言葉を武器にしてる私たちとしては何にもできなくなってしまうじゃないですか。

だから、あんまり事実、事実というものを厳正にとらえることによって、言論が制約されるっていうことの危険性を感じるので、これ自身がひとり歩きすることのほうの危険性があるのかなというふうに思いました。

○委員（関野杜成君） 私、先ほど委員長の発言であれば、この一番下の「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例に基づき適正に対処する。」というところの確認だけだと思っていたので、ある意味、上の2つというのはここにかかってくるのかなと。もちろん事実に基づいて書くわけですから、それを事実に基づかず書けば、政治倫理条例に基づいて適正に対処されるわけですよ。そういう意味じゃ、ある意味、3つ目のそのこの部分の再確認というところが私はこの取りまとめなのかなって正直思っていました。

ただ、今床鍋委員のほうでそういった話が出たんで、私はこの一番下のそのこの部分の確認だけでいいのかなと思っております。

○委員（中村庄一郎君） 何か反論をそのたびするようで申しわけないんだけどね、床鍋さん、実はこれ献血の問題でね、放射能に汚染された血を必要な人がいるかっていう言葉から発してるんですよ。ですから、その言葉自体がやっぱり取り上げられてもいますしね。それに対して、市民のいろんな、非常に議員として

どういふ発言なんだということも言われてるわけなんですよね。

じゃあ、何十年も調べなきゃいけないって、だからそうなんです。何十年も調べなきゃいけないことなんだから、議員がやたらそのことについて発言しちゃいけないんですよ、本来は。そうでしょう。

だから、そのことについて触れるのであれば、もう少し慎重さが必要だったんじゃないかって、やっぱりこの議会の中でも議事録の中なんか見ても、そういうふうに言われてるんですよ。だから、そこなんです。だから、事実について基づいてするんだったら、それこそ自分でも、じゃあさかのぼれば何十年もそれ研究してかなくちゃいけない問題なのに、そこで言葉を誤ってしまったっていうことなんだよね。だから、その誤った言葉に対して、議員としての資格がどうなんだと、今度はこういうふうになってくるわけですよ。

ですから、あくまでやっぱり事実っていうのは、事実に基づいたっていうのは、やっぱり申しわけないんですけど最低限必要なルールであって、そここのところはやっぱりしっかりとやっていかなくちゃいけないのかなと僕は思うわけですね。

○委員（床鍋義博君） 多分大体のところで合ってると思うんですよ、お互いの、中村委員の言われてることと、私が言ってることと。

ただ、一つだけ認識違うなと思うのは、この事実というものに固執する余り、この文字面になったときにこの事実がひとり歩きをして、これは事実じゃないじゃないかっていったときに、その判断基準が非常に厳しいものに触れたときに、何も言えなくなってしまう危険性のほうが大きいと判断した。

今回の放射能に汚染された血液の問題は、私も正直言って発言としてはとんでもない話だと思ってるんですよ。思っているんですけども、彼女が、例えばね、それが信念に基づいて言ったんだしたら、それは責任とって失職すればいいだけの話なんですよ。

そのおかげで、ほかの議会も含めて、何も放射能に関して調査しなきゃいけないことをずっと言えない、もちろん言葉を選ばなきゃいけないですよ。彼女は言葉を選ぶべきだったんです。でも、それは言葉選んだとしても、やっぱりじゃ事実かどうかっていうのって、何年も先にしかわからないものじゃないですか。

だから、事実に基づいて何か言うべきものと、今回のこの発言がすごくきつかった問題というのは、やっぱり別に分けるべきだと思うんですね。だから彼女の場合は、今ここは桐生市議会の場を踏る場ではないので、細かいことは言いませんけれども、そういった一番ドラスティックなこういう過激なところを取り上げてやると、すごくとんがった意見になってしまうんで、私の言わんとしてることは、文字に事実に基づいてやってやったおかげで、それに縛られる可能性がありますよ。だからそれでも、それで疑義があるから、その下のほうに包含されてる、政治倫理条例に基づき適正に対処するのでもいいのではないですかというような、そんな意見です。

○委員長（中間建二君） では、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時 3分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（和地仁美君） 休憩の前の流れからなので、ちょっと皆さん思い出していただきたいんですけど、床鍋委員とか関野委員が危惧している点というのは、全く理解しないわけではないんですけども、例えば一つ今例に出ている放射能の問題というのも、事実に基づかないで発言はできないということを床鍋さんは

おっしゃっていましたが、私からすると、いろいろ放射能の問題を提起されたりしている方は事実に基づいて発言をしているんだろうって思います。それは自分の目の前のことではなくて、例えばチェルノブイリのことであつたり、いろいろな研究でこういう結果が出ていることを考えると、私たちのまちでは現実的にそれは事実として起こっていないけれども、周りの事実からすると、こういうことが懸念されるからこうしたほうがいいのかと思うという、思うは自分の総合的なデータを結集しての自分の思いであつたり、意見というのはあると思いますけれども、その発言のもつていうのは、何かしらのそういう背景がないと妄想になっちゃうと思うんですね、妄想。結局、例えば市でこういう事実がある、こういう事実がある、事実を10個並べてみると、こんなことがあるのではないかって予想という部分はあると思いますけれども、その予想の前提には事実というものがあるわけで、そこの事実に基づいて一つの予想を政治的な理念とか信念で発信した場合に、この最後の3行目の政治倫理条例に基づき調査をするときに、確かにこの事実はあつたねと、それをこういうふうに解釈したというのはわかるとか、それをこうやって曲解しちゃったところがあるとか、それはその政治倫理のほうでやればいいのか、全く何の現実もないところから何かを発信するのは妄想だと思うんですね。

だから、事実に基づいてという意味では、何かしらのデータや事実があつて言っているのではないかと私は思っていたんですけども。

○委員（床鍋義博君） 今和地委員の言ったことが、ちょっと全く理解されてないんで、もう一度確認しますが、事実に基づかないで話をしてもいいって言ってるわけじゃないんです。信念に基づいて話をするというのは、事実というものは人の見方によっていろいろありますよということを言っているのであって、全く事実を考慮しないで、それが信念だからって何でも言っているいいということは言っていないですよ。だから、私が危惧しているのは、今言ったように、ここで話しているだけでも事実というのはいろんな意味にとられているのであって、それをここの文章で事実に基づいたって出すことによって、今言ったように事実ってとらえ方がいろいろあるから、そういうことをするのであれば、一番下の行の「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例に基づき適正に対処する。」と、この一言でいいんじゃないですかと言ったのが私の意見です。

○委員（関野杜成君） 私も、その事実という言葉がいろんな意味を持つからということで、これは要らないというふうに言っているんです。例えば今和地委員が述べたチェルノブイリのそのものがあつて、それで今回の福島のものがあつて、それを発言する。それって見方によれば事実じゃないんですよ。チェルノブイリでの事実であつて、福島での事実じゃないんですよ。事実というのをどういうふうにとるかというところが問題が出てくるので、私はこういう事実というのを入れなくていいんじゃないかということを言っているんです。多分、和地さんはそれが事実だって先ほど言っていましたけれども、私から、違う観点から見たら、あくまでもチェルノブイリのことを言ってるだけでしょう、福島の実事じゃないじゃんという話になっちゃうんです。

だから、言葉として入れてしまうとよくないから、その事実という、皆さんが共通認識している部分に関しては、やはり政治倫理条例だったり、議員としての倫理感やモラル、そこで補えばいいんじゃないですかということを私は述べています。

○委員（和地仁美君） ちょっと議論がいろんな、ちょっと難しい話になってきているなと思うんですけど、おっしゃっていることは十分わかるんですけども、例えば数字にあらわせるものとかだったら、データと

いう言葉でここは補えると思うんですけども、でも、事実って、例えば他市であった、そこに実際住んでいない議員がどうかというの、そこに住んでいないという状況を何日中何日住んでいなかったという、まあ見張りをしてるのかわかりませんが、そういう住んでいると言えるかどうかというところを、みんなでの常識の範囲で決めていくということは、そのデータとはまた違ったものになってくるので、じゃ逆にここに事実っていうものを入れなかったときって、この政治倫理条例っていう内容ですべてが補完できるっていうことであれば、逆にいいと思うんですけども、私がちょっと前に発言させてもらった、最近のスピードで気軽に発信できるというものがあつたときの気軽さで、そのちゃんとした確信を持たないで情報を発信してしまうことにブレーキをかけるというか、そこを認識しようねっていう意味で、この事実っていうのは、今関野さんの言っていることとか床鍋さんの言っていることじゃなくて、ぱっと見て、こうじゃないって言ってすぐツイッターで言うんじゃないかと、ちょっと待てよと。ぱっと見て勘違いしたのかもしれないぞと立ちどまってから、公の身分を持っている私たちだから、情報を発信しようねっていうことを表現する、この日本語の表現がもし事実じゃなくていいのであれば、何かを見たときも一回よく考えてから常識の範囲で発信しようねってここに書けるんだしたら、それがいいんだけど、そういう文章じゃないから事実っていう言葉を使ってんじゃないかと私は理解してるんですよ、そうですね。

○委員（関野杜成君） 和地委員の言っている意味はわかります。ただ、ここに事実というものを書かないというところで、なぜ言っているかという、例えば何々等ってなると飛躍されるわけですよ、等って何っていう話になってくるわけですよ。それと同じように、事実という認識が皆さんやはり考え方が違いますから、その部分でおかしくなるんじゃないかと。そういう意味では、私もブログ書いたりツイッターやったりしてます。それに対してはしっかりと内容をどういった言葉にするかというのも考えながら書いてます。それというのは、やはり政治家としてそういう倫理だったりモラルのもとに発信をしているわけですから、そういう意味で、別にわざわざ書かなくていいんじゃないかと。書くことによっていろいろな問題点が出てくると。ましてやこの事実に基づいてって、これ逆に言えば当たり前のことなんですよ。その当たり前のことを逆にそこで書いてしまったときにどうなのかってことは、逆に言うと書かなきゃ議員さんたちは事実に基づいて書かねえのかって話ですよ、逆をとれば。だから、そこら辺はモラルとかそういったものにおまかせしたほうがいいんじゃないかということで、要らないんじゃないですかということです。

○委員（関田正民君） 関野さんの言うのももっともで、これ入れちゃうと絶対落とすところがないんですよ。みんな正しいんですから。ただ、和地さんが言うように、この場合は事実というのは言っている意味はわかっただけで、そのとおりなんですよ。だから、やっぱりこれはごく自然に入れておくべきですよ。ごく自然の流れで、はてな、待てよということなんだから、これは必要です。

○委員（関野杜成君） もしこれを入れた場合、多分皆さん、私のブログ見てると思います。皆さんの一般質問に対して、いい部分に関して、これはよかったということも書きます。その一般質問で、ああ、もう少しここを言えばいいのになとか、これは違うだろうっていうものに関して、一応発言している内容をちゃんとメモをして書いておりますが、もしここで事実ってなってきたとき、じゃ議事録を確認してから書かなきゃいけないのかっていう話にもなってしまうんですよ。（関田正民委員「そのぐらいの責任がなくなっちゃ」と呼ぶ）だからそれに対して、じゃだから……（発言する者あり）うん、いいですよ。だからそれだったらそれで、そうやってきた場合、議事録を公開するとかしないとかっていう話には私はなってくると思うんですよ、もっと早く。ブログとかツイッターというのは情報発信を早目に出すものですから、そういう

意味合いからするとやはりその、あれ、ここわかんないなっていう部分に関しては私は書かないようにしています、もちろん、その確認がとれない部分に関しては。

だから、そういう意味では、別にそれはあくまでも私個人の議員としてのモラルであったり、倫理であったり、そういった部分で書かないようにしてたりもしてますから、もしそういう事実と違ってなってくるのであれば、書くほうの人間としてはその部分を修正してほしいなっていう意見は私としては出てくるのかなって思ってます。

○委員（関田正民君） 勝手に結論を言わせていただきます。

正副で決めたところで、黒丸のどこなんですが、2番目の議会報以外の政党、個人、これは実際我々も事実無根で記事にされてます。だから、これはやっぱり必要だと思います。もう事例があります。

それから、議員としてモラルが疑われる場合、これは当然であって、いわゆるそれに、条例に基づき対応するを入れてしまえばね、それでいいんじゃないですか、私の結論です。

○委員（御殿谷一彦君） 僕もこれはしっかり書いておいたほうがいいと思います。もう和地さんの言うとおりに思うんです。要は今いろんなお話ありましたけれども、書類まで確認するかしないかは個人の責任です。本当にしっかり聞いて「てにをは」、イエスノーをはっきり確認していただいて、それが正しいと自分が思ったならば正しいとしてやればいい。でも、その後、それがもし議事録で違っていけば、個人的に責任をとられるのは当然ですよっていう話です。

要は、この事実に基づいた情報発信を行うということは、少なくとももうそれを言っちゃいけないよ、私がここでイエスと言ってるのに、あのとき御殿谷はノーと言ってたという話を載せちゃいけないよ。50と言ったのに、そこは100ですよという話をしちゃいけないよという話です。だからそこはもう、これしっかり事実に基づいた発信をしなさいよという話はもう当たり前の話だと私は思っております。

○委員（床鍋義博君） 今御殿谷委員がおっしゃって、イエスカノーかについての判断というのは、比較的メモ書きで何とかかなと思うんですけど、「てにをは」までおっしゃってたんですけども、これ「てにをは」まで完全に再現しなければ、これ事実として認められませんか。

○委員（御殿谷一彦君） 趣旨の問題です、はい。だから、そこでイエスノーにかかわるような助詞があれば、それは当然当たり前の話です。

○委員（床鍋義博君） 今こう話したように、事実もその「てにをは」によってきっちりやるべきだという意見もあったりとか、いやいや、全体の文意が変わってなければいいんじゃないのかっていうのは、すごくあいまいだと思うんですね。だから、そういうことも含めると、この事実ということがどこまでなのって、その事例事例によってすごく幅が狭かったり広がったりするわけなんですよ。それなのにもかかわらず、そこに入れることよっての弊害がありますよということをさっきから続けて言ってるんですけども、逆に今度は聞きたいのは、そこまでこの事実にごだわるということが私はわからなくて、なぜ——もちろん事実無根のことをこれ書いてしまったら、その人間はしかるべき方法で罰せられる方法もあるわけですよ。世の中にはそういう法律がちゃんときっちり整備されてるわけです、法治国家なわけですから。にもかかわらず、あえて屋上屋を架すようなことをここでする必要があるのですかって、それはもしするのであれば、少なくとも包含されている政治倫理条例で大きくかぶせていくだけでいいんじゃないですか。その小さいところの事実だとか一つ一つの文言に、例えば広報誌やインターネットの媒体と違って書いてますけど、じゃこれ以外のものを書いてきたのを、またそれも全部入れますかっていう話になると思うんですね。

だから、それ一つ一つやるのであれば、じゃ一つ一つ、じゃ広報誌っていうのは何ですか、インターネットはブログですか、ホームページですかって、媒体はじゃ機関紙なんでしょうか、それとも普通のピラなんでしょうか、政党でやっている機関紙なんでしょうかってところまで詰めないで、全部詳細なところって出てこないと思いますけれども。

○委員（和地仁美君） 何かこう言えばああ言うみたいになっちゃって申しわけないんですけど、皆さんおっしゃっていることは、本当にそうだと思うんですけども、もう一回この文章を今よく読んでみるとですね、まず最初、ここ議会のあり方なんです、私たちは。だから、私たちがいかに今までよりもより良いあり方になるかというのをまず確認をするために集まっているわけですよ。それは運営の仕方であったり、ルールの見直しであったり、議員一人一人の行動、言動のことであったり、それすべてのことを含めてあり方って言っている中で、じゃ情報発信についてはどうだっけっていうのがここのテーマだと思うんですね。

で、一番下1行でももちろんいいんです。いいんですけど、再度、今はいろんな情報発信の仕方があるんだから、事実に基づいて情報発信するように各議員一人一人が再確認しましょうっていうことだけでいいんだと思うんですよ。でも、一番下の行だけだと、全員もう一回再確認をしないで、こういうことが起きたらこういう処罰をしますよっていうことだけで、あり方をより良くするためにもう一度議員で再確認しましょうっていうのが2番目の文章だというふうにとらえたら、逆に事実ってみんな違うよっていうのもそうなんですけど、じゃ例えば私が何かを発信して、例えば関野さんがこういうふうに言いましたって私が発信したときに、関野さんがこれは事実じゃないとか、いわゆる第三者が事実じゃないって言われなければ、私が書いたことは事実としてずっと、だれかに指摘されるまでずっと事実としていくんだと思うんですよ。

だれか、それが事実じゃないって言う人があらわれたことで初めてそこで、何かこれは事実じゃないんじゃないかっていう疑いが出て、じゃ検討しよう、調査しようっていうふうになるわけで、発信している人が事実だと思って発信をすればそれはいいんですけど、だれかが事実じゃないって言うまでは事実として歩いていくんだと思うんですよ、そのことって。だから、書く側が事実に基づくよっていうことをいつも心にとめておきましょうねと、そうだとすると、だれかが見たら事実じゃないって言われたら、3行目が発令されるということなんだと思うんですよ。

だから、床鍋さんが事実だと思ったことは言っていた方がいい。でも、だれもそれを事実じゃないって言うまでは、それが事実として世の中では存在していくわけですよ、そのことが。そういう意味での事実で、ここは私はそういうことなんじゃないかと。

○委員（関野杜成君） 別に当たり前のことなんです。それを書くっていうところが違うでしょっておれは言っているだけです。今和地さんが言っているのは、そのとおりだと思います。それをわざわざ書くっていうこと自体が、ある意味議会、議員自体が、言葉悪いですけど、低能っていうふうにやっぱり思われるっていうのもあるわけですよ。実際にやっぱりそういったものが起こったときは、議員の方はどうかかわらないですけど、役所とかでは前例があるとかってよく言いますが、以前あったわけですよ、ここで。それで代表者会議でそうやって話をされてっていう、ちゃんとそういう経緯ができていくわけですから、別にそこをわざわざ別に書かないで、そういったものだったり政治倫理条例というものがちゃんとここにもあるわけですから、それに踏まえてやればいだけで、なぜそこで皆さんはそこを載せたがるのかというところが私としては疑問ですよっていう。

○委員長（中間建二君） ちょっと載せたがるということよりも、皆さん書く書かないっていう話をしています

けども、これ報告書で、じゃ今こういろいろ議論をしますけども、どういうふうを考えられるかという、事実に基づいた情報発信を行うことを確認をするという意見が、例えばね、あり、で、仮にここでいやいやそうじゃないよという話になるとすると、一方で事実確認を行うことは当たり前のことであって、あえてその文言にする必要はないという意見もあった、例えばですよ。要はそうなる話であって、このことを書くとか書かないとかっていうことの問題じゃなくて、議論としてですよ、要は報告書をまとめるところでは、ここで議論されたことに基づいて報告書をまとめるわけですから、事実に基づいて情報発信を行うべきだという意見があり、一方、事実というのは漠然としてるので、あえてそこで合意する必要はない、例えばですよ、例えばないという意見もあったということになるっていう認識でいただきたいと思うんですけども、その上で再度御発言は。

○委員（中村庄一郎君） 今委員長言われたとおり、まずそれが一つと。

それから、あくまでこの文章については事実に基づいた情報発信を行うことを確認をするという言葉なんですよね。だから、事実じゃなくちゃいけないの、どうのこうのって言うてないんですよ、だれも。限定して言うてないの。事実じゃなくちゃいけないのに、それがどうしたこうしたっていうことで次につながるってわけじゃないんですね。要するに基づいた情報発信を行うことを確認するんですから、だからさっき床鍋さん言われたように、確認した時点で、いや、私はこれは事実である、私はこれは事実じゃないということをやっぱり新たに協議した中で、さあ、それがじゃあどうだったのかっていうことをやらなくちゃいけないという、それがまず一つですね。

それと、申しわけないけど、さっき関野委員が言われた、あれツイッターの話かな。（関野杜成委員「ブログです」と呼ぶ）ああ、ブログの話だったかな、自分のブログの話をされたけど、申しわけないんだけど、一般質問でこれは違うの、あれは違うのってもし書いて、自分が書いたのが間違いだったとか、間違いじゃなかったとかっていうのを確認するために議事録まで見て載せなくちゃいけないのかっていう発言をされたけど、それはやっぱり議事録は見ないにしろ、テープ起こしをすとか、あとそういうものはちゃんと確認した上で出してもらわないと、これはちょっと、まさにこの事実に基づいてないところを書かれちゃったりなんかするとまずいと思うよ。さっきの発言はちょっと、私が考えても。（発言する者あり）だからそういうことはあり得ないでしょうって、さっき本人は発言をされたけれども、そういうことは常識としてあり得ないことだって言ったけども、でも関野さんの発言は、いやいや、私はあえてそんなのは確認してないでホームページに載せているみたいなことを言われたけども、ホームページだかブログに載せたみたいなこと言ったけど、それはうまくないと思う。それはちょっとやっぱり。

○委員（関野杜成君） 私が言ってるのは、例えば何々の質問をしたと。そこで、その人の考えとしてこういうことが言われたっていうところで、私だったらこういう形がいいんじゃないかっていうようなのも載せた上で、私はこういう考えだということ載せているわけですよ。その考えが間違いだっていうことでは載せてはいませんですし、逆にその方のその言ったことが、私の考えからすれば、ある意味違う考えなわけですよ、今ここで話が分かれているように。ただ、そのときにその方が言った言葉、この言葉っていうものをしっかり載せるために、私は一応メモをしています。もちろんそれを書くために。それをメモしてるんですけど、やっぱり実際にわかって、言葉でわかって話されますから、先ほど御殿谷委員が言ったように、もう細かい部分までしっかりと聞いているのか、間違っているのかどうかというところになってきて、実際にあれどうだったっけなっけと思ったときには、書かないようにしています。

ただ、もしそういった事実というような形のものになってくるのであれば、これとは全然話が違ってしまいますけれども、できれば議事録とか、そういったテープとか、そういったものを聞かせていただきたいなというときがあります。以前私、その方にそのテープいただけますかっていうようなことを言ったときに、やだって言われたこともあります。そうすると確認とれないんですよ。だから、そうなってくると、やはり書きたくても書けないから、だからそういうふうな事実というふうな形でやっていくのであれば、できればそこら辺をもうちょっと柔軟に見せていただく、もしくは貸していただくような形をとっていただきたいなというのを、先ほどは発言をさせていただいたと。

もちろん、やっぱり倫理というものはありますから、言っていないことを言ったとか、そういったことは書いちゃいけないと私も思ってますし、それを書いてしまったら、私がそういう立場になるというのもわかっている上で、やはりわかんなかったときは書かずにそこを削除、打ちましたけど削除して最終的に載せるというような形はとってます。

○委員（関田正民君） 関野さんが言っていることは決して間違っていることじゃないんだけど、今ここで議論していることは事実に基づいてって、私は事例を挙げて言います。なぜ必要なのか。私たちの会派ははっきり言って中野志乃夫さんが、自分のタウンマップっていったっけ、あれに事実無根を書かれました、私たちの会派は。これ代表者会議で追及しました。もし謝らないんなら裁判に進む準備で、弁護士にも私は相談しました。でも完璧な訂正じゃないんだけど、もうそれらしき良心を見せてくれたからまあいいやということなんだけど、そこでやっぱり真実に基づいた確認が必要なんですよ。やっぱりこれが1行あるのとないのでは違うんですよ。はてな、待てよという、さっきそれがまさしく和地さんが言ったことなんですよ。

議会報を見て書くとかそういう、じゃなくて、これはもうやられた人間から見ると、明らかに必要なんですよ。私だって真剣に弁護士に行っって相談したんですから。そうしたら、関田さん、これ勝てるよって言うんですよ。じゃあやろうかということで、一応発言だけはしました、注意で、代表者会議で。そうしたら、何カ月、相当おくれて出したときに、それらしき良心が見えたから、まあいいかというふうになったんですけど。だからそういう事例をもうやられた人間を見ると、この事実に基づいた情報発信が大事なんです、この事実というものが。

○委員（関野杜成君） 私もやられた人間です。（関田正民委員「そう」と呼ぶ）はい。そのとき発言を私もしました。そういう意味では、自民党さんのことは書かれていました。ただ、実際というところも、まあそれについては発言はしませんが、私に対してのことは何も書いてありません。だから、そういう意味では、正直関田議員が言うように、怒り心頭ではあります。ある意味裁判かけてっていうところまでも考えたときもあります。

ただしそれを、わざわざそれを書くということ自体よりも、やはりこの倫理条例、当たり前のことですからある意味議員としては。そういう意味で当たり前のことだから、別にそこを書く必要はないんじゃないかっていうようなことを私は言っていると。

○委員（尾崎利一君） 一致しないっていう感じがするんです。それで、委員長が先ほど途中でちょっと発言されましたけれども、ここについては、まあ正副委員長の案、この3つでいくべきだっていう意見があり、一番下のことだけで十分ではないかという意見があると。私についてはあえて、議員個人の情報発信は議員の良識に基づいて行われるべきであり、あえてここで触れる必要はないと考えるというのが私の意見ですので、それぞれの意見をここは併記をしてまとめていただくという以外にちょっとないんじゃないかと思いま

す。よろしく申し上げます。

○委員（関野杜成君） 私も今尾崎委員の言われたとおりで、先ほど委員長も言われたとおり、もちろんここで話されたことっていうのも載りますので、そういう意味では、尾崎委員の提案が私は一番いいかなと思っております。

○委員（関田正民君） 正副の案に賛成。

○委員長（中間建二君） じゃ、それではさまざまな角度での議論をいただきましたけれども、正副で提案した内容について、群馬県桐生市議会における失職に至った事例については、皆様事前に調べていただいているようでございますので、そのツイッターによる発言を発端として失職まで至ったという事例についても御意見もいただきました。

また、この提案の中で、「議会報以外の政党や個人が発行する広報誌やインターネットなどの媒体を通して情報発信する場合に、事実に基づいた情報発信を行うことを確認する。」ということを書かせていただいておりますが、この「事実に基づいた情報発信」ということについては、それぞれさまざまな主観的な御意見とございますか、認識があるので、この「事実に基づいた」ということの位置づけについては、議論が分かれたという言い方がいいんでしょうか、認識が違うという言い方がいいんでしょうか、いずれにしても、この「事実に基づいた情報発信を行うことを確認する」ということについての一致は見られなかったという表現にせざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

それから、「議員としてのモラルが疑われる場合には、政治倫理条例」ですけれども、これは政治倫理条例だけじゃないということでございますので、政治倫理条例等に基づいて適正に対処するという形にはなるかというふうに考えております。

○委員（関田正民君） 賛成なんですけど、やっぱり「事実に基づいた」と入れるということは、何にこだわるかということ、私がいろいろ弁護士に相談したときに、いろいろすべて見せました。そのときやっぱり、これが事実に基づいた情報発信を行うことを確認するという用語がまさしく入っていると、全く違うんですね。違うんです。ただ政治倫理条例に基づき適正にっていうのと、事実に基づいた情報発信を確認するということが入っていると、これ裁判になっても全く違うんです、やられた場合の人間が勝負するときに。だから私はこれにこだわっているんです。弁護士に相談したときにいろいろすべて見せたときに言われて、いやまさしくこれがあればそれこそ完璧だっていうんです。そうするとやたらに出せないということなんです。だから、やっぱりここまで、関野さん言うように議員だからね、そんなことやるのは、そういう弱い議員もいる、足りない議員もいるわけですから、はっきり言って。みんながみんな正常じゃないわけだよ。おれも正常じゃないんだけど。だから、やっぱりこれは入れていくべきなんです。一番下を見ないと。一番上を見ただけでいいんです。そういうことです。

○委員（尾崎利一君） これはあくまで議会のあり方に関する調査特別委員会の報告ですから、その報告の内容が個々の裁判の事例に影響を及ぼすということは私はないというふうに思います。

それが一つと、委員長が今まとめられた点については、私についてはあえて、当然議員個人の良識に任せられるべきで、あえてここで触れる必要はないというふうに私は考えていますので、その見解についてもきちっと記載をお願いしたいと思います。

○委員長（中間建二君） いろいろ皆さんの御意見を総合しますと、ここで「事実に基づいた情報発信を行うことを確認する」ということについて、事実じゃないことを発信していいっていう人はだれもいらっしやら

ないですよ、この場でね。ですから、事実に基づいた情報発信を行うことを確認するという事は、ある意味先ほど関野議員や床鍋議員の意見をしても、それは当然のことだと。当然のことをあえて書く必要はない、言う必要はないっていう発言もありましたので、そういった意味では、一致したということよりも、事実に基づいた情報発信を行うことを確認するという事は、事実に基づいた発言を行うことは当然であって、あえてそれを特別委員会として確認する必要はないという意見もあったっていう認識で今受けとめたんですけども、私の委員長の認識でよろしいでしょうか。事実に基づかない発言をしていいっていうことを言っている方はだれもいらっしゃらないと思いますので、ただそれをあえて確認する必要はないっていう御意見を何人かの方がおっしゃったっていうふうに受けとめましたので、そういう取りまとめでよろしいでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 文言にすると、今委員長がおっしゃったことにほぼ近いんです。私が言っているのはちょっと微妙なんですけれども、書くことによってその事実がひとり歩きをする危険性があるから、それであれば書かないほうが良いと言ってるんで、事実という認識が皆さんそれぞれ少しずつ違って、今ここで話しているのも違ってくるんで……（発言する者あり）じゃ私の意見としては、その事実というものを文言にすることによって、事実というとらえ方は人それぞれ違うので、それに関して懸念がありますということに関しては申し述べておきますので、そうしてください。

○委員（関野杜成君） 今の床鍋委員の発言でいいんですが、ちょっと今見てて言うべきことがあるかなと思ったんですけど、「議会報以外の政党や」というところ、ある意味市議会、もちろん政党に属されている方もいると思いますが、例えばこれ「政党や」というようなところで、政党が発行するものってなったときに、市議会としての発言として書いてある部分と、国のほうの政党として発言している部分というものも多分出てくると思うんですけども、ここの辺は委員長どのお考えを。

○委員長（中間建二君） これはあくまでも市議会で議論している話ですから、国政や都政のことをここでどうこう問題にするということではなくて、関野議員も政党に所属していると思いますし、多くの議員が政党に所属してますから、その政党名で市議会に関する情報発信をする場合にはっていう意味ですね、って受けとめていただきたいと思いますし、またこの個人というのはあくまでも議員個人という意味ですよ。議員個人が発行するっていう、そういう趣旨ですので、それはその政党の選挙のマニフェスト云々というような、そういうところまで当然視野に入れた文言ではないということはずいぶん御理解いただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） ありがとうございます。その確認だけをとって思っています。

○委員（中村庄一郎君） 今までの議論でいろいろ話がありましたけれども、実際に最低限こういうことはこうだって皆さんこの中でも言ってますけど、事例、現実があったわけですよ、さっきから関田正民さんが言っているようにね。だからこそこういうものが必要なんだっていうことは、まず皆さんに考えていただきたいっていうのはそうなんです。だって、今まで過去にもこういうことがなかったんだから、いや、あえて書く必要はないんじゃないかと、あえて書く必要が出てきちゃったわけですよ、実際には、はい。だって、本人も言ってたけども、実際にそういう事例があったわけですよ。あったからこそ、だから何をしていくのかわからないところで、ここで疑問が出てきたわけ。やっぱり書く必要がないんじゃないかと、書く必要があるんだということなんです。基本はもうそこなんです。何十年やっているけど、うちの議会にはこんなことなかったですよっていうんならわかるけれども、実際にもうそういう事例があつてですね、こういうことが起こっちゃったんだから、だからそれについて、いやいや、常識的に考えてありません、ありませんって言う方たちがよくわからないのよね。現実見てないのかわかって、まさにここの中の実情を見てるの

かっていう話を私はしたいと思います。

○委員（関野杜成君） 確かに私に関してもやっぱり問題のあった記事というところをつつかれますと否めない部分はありますけれども、ただ先ほど関田委員も言ったように、下の人間に合わせるというところから考えてしまうと、ちょっとそうなるっていうのもやはりあるので、ある意味そういうニュアンスも含めた上で、私は別にここじゃなく政治倫理条例というところでもいいんじゃないかというふうに思っている部分ではあります。

もちろん感情的に考えれば、やっぱりおいおまえっていう部分は確かに出ますよ。あれがもういっぱい出された上で、1回か2回ぐらいほかのが出された後ぐらいにたしか変更が書かれてたと思うんですけど、すぐには出てなかったと思うので、確かにその部分は否めないですけども、やはり下に合わせるとかっていうところで考えていくと、もともとやっぱり政治倫理条例っていうのもそうですし、そういう議員としてのやっぱり倫理性だったり、モラルだったりっていうのは、それは当たり前のことでもありますから。

○委員（和地仁美君） お二方とも当事者なので、当事者としての御意見になるので、当事者じゃない私がどうしてここにこの文言を入れたほうがいいと、まあまあ直接的じゃなくね、って思うかという、今言ったように、今までは多分紳士協定的にこういうことはやらないのは当たり前だっていう中でやってきたのが、一回崩されたっていう事実がある中で、私がこれを書いて、これさっきからもう何回も言っているように、議員の中で各自、自分自分でそういうことはやらないって再確認しましょうねっていう文言だっていうふうに受けとめたときに、その下の人に合わせるのはどうこうっていうことじゃなくて、私はもっと言ってしまうと、そういうことが起きると、無駄な会議がふえてるんですよ。（関野杜成委員「別にいいんじゃないの、それは」と呼ぶ）でも、それは無駄な会議っていうか、無駄なことなんです。そういうことじゃなくてももっとやるべきことがあるのに、自分たちの内部のことでそういうことをやってしまう人がいるっていうことに時間を費やさないで、もうちょっと市のことであるとか何とかのことであるとかっていう、私たちがやらなきゃいけないことをやらない、そういうことを防ぐという意味も、自分で自戒じゃないですけど、自分で自分にもう一度確認しましょうね、確認したにもかかわらずやった人がいたら、今まで以上に問題ですよっていうことだと思うので、私はこの3つの丸ポチで言うと、一番上は皆さんもう認識していらっしゃるし、ちょっと事例としてちょっとあれなので、私は一番上のことはみんな確認する必要があるとは言わなくていいと思うんですけども、2つ目の丸と3つ目の丸は、この文言を素直に受け取った場合は、そこでどうこうっていう問題にすることはないんじゃないかという私は結論です。

○委員（関田正民君） 誤解されるといけませんので、先に言っておきます。一番下、一番下っていわゆるモラルがね、議員でモラルがあるのは当たり前だって、まあ当たり前なんです。だから、それを守れないからという意味ですからね。一番下、下って言っても、私より下はいませんから。

以上です。

○委員（関野杜成君） それに対しては言わないですけども、まあ、いや、関田委員の今の発言に関してはそんなことは私はないと思いますし、ただ無駄な会議というものは基本的にはないですから、何かがあったからそういう会議を開くのであって、それを無駄だということになってくると、であれば、正直もつというんな会議があってもいいのかなって思うぐらいの日程はあいているわけですよ。ぎゅうぎゅうになって、その中に入れていたんだったら、ある意味それは無駄ってなりますけど、これだけ時間があるわけですから、別にだってそういうふうになったらそういうふうになったで、この倫理条例でも同じように、そういうこと

で話し合いを行うわけですし、何かあればそこで話し合いは行われるわけだから、ちょっとおれは無駄な会議というところに関して、ちょっと違うかなと思ったんで、意見をさせていただきました。

それと、再度言いますが、正民委員はそんなことはありませんので、逆に言えば、正民委員よりも私のほうがっていうのがあるかもしれませんという。

○委員長（中間建二君） 繰り返しになってもね、同じ議論になっておりますので、先ほど私としての皆さんの御意見を踏まえた認識を申し上げましたので、きょうの議論を当然のことながら、議論に基づいた報告書として取りまとめさせていただきたいと思いますので、また最終的な報告書作成の段階において、それぞれ御意見をいただきたいと思います。

では、この項目については以上とさせていただきます。

続きまして、次の項目でございます。

オの議会広報委員会の活性化でございますけれども、1巡目のときには「現状の議会広報委員会の役割を踏まえつつ、さらに必要とされる広報のあり方について、協議を継続」というところを取りまとめをさせていただきます。この項目については、やはりここでこの市民が求める広報機能のあり方というものがどういうものなのかということ、皆さんのほうから御意見を出していただき、また議会における、これは正副の案でございますけれども、議会における結果の報告ということが今議会報の中心的な役割になっておりますけれども、現状の市政の課題だとか、それから将来の方向性などを、この広報委員会としての広報機能としてどのように示していけるのかということについても議論を深めるべきではないかというところの視点を持っているということが、正副委員長のこの場でのたたき台でございますので、この点を踏まえつつ、それぞれ御意見、御発言をいただければと思います。

○委員（関田正民君） 私は上の市民が求める広報機能、これは要らないと思うんですね。それで下の議会における結果の報告のみ、これだけでいいのかなというふうに、私は正副の考えた案は賛成ですが、それだけでいいのかなというのが私の考えです。これで全部すべて入ってるんじゃないかと思うんですね、方向性、議論。（発言する者あり）いやいや、将来への方向性などをどう示していくかの議論を深めるということですね。すべて入っていると思うんですよ。

○委員長（中間建二君） ですから、1巡目の議論の取りまとめでは、現在の役割を踏まえつつ、さらに必要とされる広報のあり方について協議を継続するというところでございますので、その視点を、それぞれの委員さんがここで御発言いただくしかこれ取りまとめようがないわけですが、その視点としては、市民が議会の広報機能というものをどういうものを求めているかっていうことを意識をした上で御発言いただきたいというのが正副のたたき台ですので、これは先ほどと同じように書く書かないということではなくて、ここで皆さん意見出す上では、こういう視点で意見を出されたいかがでしようかという意味でのたたき台ということで御理解いただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 済みません、2巡目になって、一番初めの議論だったり、あとこれを出された経緯だったりというのが、申しわけございません、ちょっと私が今頭に浮かばないので、もしこれを出された方がおりましたら、その趣旨とか、そういう部分、御説明していただければなと思うんですけども。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時50分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（関野杜成君） 済みません、ありがとうございます。うちのほうから出たというところで、ちょっと。この広報委員会の活性化というところで、ちょっと私というより、無所属会派——会派じゃないですけども、ちょっとそういったところでの、ちょっと意思疎通ができていなかったというところもあります。以前ちょっともう一人の方のほうからのお話を聞いたときに、広報として、まあ広報っていうのはある意味議会から市民に向けた情報発信というところになりますので、議員の方々は例えば議会の言葉だったり、議会の流れだったり、そういったものがわかっていると思うんですけども、市民の方はある意味そういったものがわからないのではないかと。ちょうど先日も代表者会議でも話が出たんですけども、そういう言葉だって、そういうものの手引みたいなの、そういうものとかのっていうものだったり、あとやっぱり市民がどの部分を議会の広報をばっと見てわかりやすくできるかというところで、正副のほうで市民が求めるということを書いていただいたのかなっていうふうには思っているんですけども、実際これに関して発信する側がこうかな、ああかなって考えたとしても、やっぱり受けとめる側がどのように思っているかというところの問題が出てくるのかなっていうのがあるので、2個あるうちの1つだけというより、やっぱりこの市民が求める広報機能のあり方、これをどう調査するのかってというのは、今後の課題にもなるのかと思うんですが。

○委員長（中間建二君） 今後の課題じゃなくて、ここで皆さんが意見を言ってもらわないと報告書にならないってことでございますので。

○委員（関野杜成君） いや、違います、違います。

じゃ、だからそれでアンケート形式なのか何なのかっていうところまでっていう話になるわけですか。

○委員長（中間建二君） ここで私が申し上げているのは、わざわざアンケートといっても、アンケート1回やっているわけですから、ってということじゃなくて、皆さんが委員として、この議会広報委員会を活性化させていくためにはこういう方向性を持つべきでしょうっていうことが、ここで議論をして、そこで合意ができたものについて特別委員会の議論の結論として出すということでございます。またもちろん先行して議会広報委員会が既にこの特別委員会での議論を踏まえつつ、先行して議論開始されているということも認識はしながらですね。ただ、この特別委員会の議題として設定している以上、特別委員会の結論としての何らかの方向性なり具体性なり案が出せれば、そこは最後の報告書の中でそこを明確にしていくという趣旨で御理解いただきたいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） ここで書いてあるとおりになんですけども、まず市民が求める広報機能のあり方、協議を継続すると、これはもう広報委員会のほうにその辺の委任するというか、委託するというか、そういう形でいいと思います。

それから、議会における結果の報告など、これは今議会広報委員会のほうでは結果は十分やっている、きょうも一生懸命やりましたけれども、やっていると思います。あと2つ課題は、現状の市政の課題とか将来への方向性などをどうやって示していくかと、これは市議会としてどうやって示していけるかと、これが一つのこれからの広報委員会の役目ではないかというふうに思います。今まで過去、結果だけをずっとやってたんですけども、今をどう知らせしていくか、この後の将来をどう知らせしていくかということが課題ではないかと思います。

その一つとして、以前からもちょっと話ありましたが、「何とかなう」じゃないんですけども、要

は逐次きょうは御殿谷と中村さんと関田さんが一般質問やりますとか、きょうの午前中は御殿谷が一般質問
終わりしたとかっていう、そういう情報発信が、広報委員会を通じてっていう形になるのかはちょっとその
辺はあれですけども、広報委員会で一応ある程度方向を出せればそれが一番いいんじゃないかと思いき
れども、そういうやり方だとか。

それから、将来への方向性ということでは、それぞれ議会でなかなかまとめるのは、本当はまとまって市
議会としてこうやって東大和市をしていきたいということがまともなればそれが一番ベストなんですけども、
なかなかちょっとその辺は難しいところがあると思うんで、少なくとも会派で、無所属は無所属で構いま
せんけれども、その会派ということで、市のこれからこうやっていきたいんだというような一つの方向性がそ
の中で示されるような、そういう広報の場所ができればなと思います。

場所がないという話が今まで結構あるんですけども、先ほども話あったとおり、今ウェブが結構使えます
ので、この辺を何とかうまく活用してできればなというふうに、今後それを広報委員会で詰めていって
いただければなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） ほぼ御殿谷委員と同じなんですけど、ここのオの議題、テーマは議会広報委員会の活
性化で、議会広報の活性化ではなくて、委員会が活性化っていうふうになったときに、たまたまこのあり方
には広報委員が約半分占めておりますので、今議会広報のあり方っていうテーマで会議も持っている中では、
この同じような方向性で調査、検討を進めていますので、私たちのこの議会のあり方検討委員としての最終
的な提案としては、この正副のまとめていただいたことを、さらに広報委員会が頑張るっていう方向になる
のがこのテーマと結論というか、で合致するんじゃないのかなと思います。

ただ、この市民が求める広報機能のあり方というのは、確かに広報委員でも出てますけど、私たちが勝手
に市民がこう思ってるんじゃないかってやるよりは、本当に市民がどう思っているのか知らないで、手前み
そで変えていくのも変だよなって話も実際広報委員では出てますので、ただ、それはまだスタートしたと
ころですから、そこは実際取りかかっていますから、方向性としてはこの方向の結論で私はいいいんではないの
かなと思っております。

○委員（関田正民君） これ非常に広報の人たちは大変な議題だと思うんだよね。今御殿谷さんが言うように、
次の発言はだれで、そのぐらいはできると思うんですよ。また、将来に向かっての課題だとか方向性は個人
個人違いますから、そうなる今この議会報の紙面をふやすとか、そうなる本当にこれ考えれば考えるほど
難しい方向へ行くと思うんですよ。

まず1点、気をつけなけりゃいけないのは、課題や将来性の方向は、自分たちの決定、市民に対していい
こときり言わないから、議員なんていうのは。大体がきれい事ばかり言って。これは私の意見、個人的な
意見ね。そうするとパフォーマンスに走っちゃうわけ。そうすると、これを下手に利用されちゃうわけす
よ、今度は逆に。やっぱりだからそういうことも考えないと、だからこれね、委員会で徹底的にやってから
持ってきたほうがいいんじゃないかね、これ。（「委員会ってどっちの委員会」と呼ぶ者あり）いやいや、そ
ちの委員会で。（「広報委員会」と呼ぶ者あり）広報委員会で。これね、ちょっと難しいよね。だって紙面
をふやすたって大変でしょう。かといって、字を小ぢやくしろったってたかが知れてるしさ。

以上です。まとまらなくて済みません。

○委員（尾崎利一君） 2点目にある現状の市政の課題や将来への方向性というのは、これは私の認識として
は、広報委員会ではこれまでこの視点で広報をどうするかってということについて十分検討してこなかった視

点だと思ってます。だから、新たな提起をいただいていると思っけていますけども。

それから、こんな意見もちょっと、これは委員会の中じゃないんですけども、議会に例えば陳情を上げたことで、議会が動いて市民の要求がこうやって実現されましたよってというようなことが他市の議会報に出てまして、こういうのがあると、ああ、議会、市民のために役立っているんだということがよくわかるねみたいな議論もあって、そういうことも含めて広報委員会でも今後旺盛に検討する必要があるなというふうに思いますので、皆さんからいろいろ御意見、ここは広報委員会についてのこういう方向性、行すべきじゃないかという議論はぜひいただいて、それも踏まえて広報委員会でも検討していければというふうに思います。それが一つ。

議会広報委員会の活性化っていう点では、この間、2つの議会の視察を受けたんですけども、備前市と、それから北海道の北広島市と。うちの広報委員会はこんな遠くまで来れないよなっていう話になったんですけども、見たら北広島市は条例で定められた委員会、議会運営委員会と同じように条例で定められた委員会になってるんですね。ですから、広報委員会そのものの活性化っていう点では、条例で定める委員会にするというようなことも、今後ですけども、検討していく必要もあるんじゃないかということや、それからこれはどちらだったか忘れちゃったけども、各常任委員会から必ずだれかが広報委員会に出ているようになってるという議会もあるんですね。そうすると、今たまたますべての常任委員の人間が網羅されてますけれども、漏れなくちゃんとその委員会の状況もわかるという選出のされ方になってたりというようなこともありますので、そこら辺も含めて、そこら辺については、これは広報委員会の中でというよりも、全体の中で検討していく課題ではないのかなというふうに思います。

○委員（関野杜成君） 広報委員の御殿谷さん、尾崎さん、ありがとうございます。こちらから出した……（発言する者あり）あつ、床鍋さん、発言として、発言していただきありがとうございます。こちらで出しているというような内容だったのにもかかわらず、ちょっと把握してなくて申しわけございません。

実際に、今正副のほうでまとめていただいたこの件で、1つ目はもう会議になっているというお話もいただきましたし、先ほどの市政の方向性というのでも御殿谷委員のほうからも確かに難しい課題であるというような形で、でもこれから議論を深めていくというようなことですので、ここはこの正副委員長が書いたこのとおりそのまま広報委員会に、大変でしょうけどもお願いするというのがいいのかなと。もちろんプラスアルファで、今尾崎委員さんとも言われたように、今後その各常任委員会からとか、そういった点もこちらから投げる前に広報委員会のほうでも考えてらっしゃるところですので、このままでいいのかなというふうには私は思いました。

○委員（中村庄一郎君） 何か皆さんだけで、できればこうやって正副の意見で一つお願いしたいと思っけています。というのは、まず活性化という部分の中で、この中でちょっとこの2つ目のポチで、議会における結果の報告のみならずというところから始まって、これは僕はどっちかという議会報の話も含めてだったんですけど、というのは、今までどんな組織もそうなんですけど、何々報とか何々新聞とかっていうと、結果ばかりを全部あれするんですね。大体事のつまりが行きどまっちゃうのが、結局結果だけ教えてもらってもつまらないや、この例えば市報にしてもね、議会報にしてもって話になるわけですよ。じゃああなたたち何してるのっていうところ聞きたいとかね。今どんな方向に議会っていうのは進んでるのかなとかね。議会としては、じゃ今度、何月何日にこういう委員会がありますよとか、こういう委員会を立ち上げましたけど、その中ではこういうふうな話し合いを持ちますよ、協議をする場所ですよっていうことを、やはりこちらから

提案してあげる部分なんか必要なのかなということで、この文章になったわけなんですよ。

非常に難しいのは、聞くこと、答えることっていうのは非常に難しいんですよ。特に組織になりますとですね。だからそういう意味では、議会報なんかについても、こちらから情報発信というつもりでやっているとかが必要だなと思うんで、私はこれはちょっとこういう形でね、正副で載せさせていただいた。

あと、御殿谷さんね、いろいろ言っていましたけど、ITを使っているんな情報発信源と、これもぜひ広報委員会の中でしっかりと煮詰めていただいて、検討していただければというふうに思うわけです。

ただ、ここの中で話していることって、非常にこれから議会としてあり方ということの検討している中では、膨大な事業ですよ。だから、そういうものも含めて、今度広報委員会の中でも検討していただいたほうがよろしいのかなというのが一つ。結局いろんな活発的なものはすべていいんですけども、ただ余り広げ過ぎると、議員が議員で自分の首を絞めてしまうというふうな可能性も出てくるのかなと思いますので、ですからそのほうの展開なんかも含めてですね、広報委員会で検討していただければというふうに思うわけです。結果としては、私はこの正副の案で皆さんに御協力いただいて、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（中間建二君） 正副でこの議論のたたき台として出した項目ですけども、皆さんのほうから、この広報機能のあり方ということでもう少し方向性なり意見が出るかなと思ったので、あえて書かなかったんですけども、要は市民が求める広報機能のあり方っていうのは、要は東大和市議会では今議会広報誌と、それからホームページ、この2つしかないわけですね。けども、議会広報誌は2カ月おくれて発行するわけですよ。そうすると、情報としては事実に基づいて当然書かなきゃいけないので、確認も念には念を入れて委員会で確認してもらっているんですけども、しかし速報性っていう意味では2カ月たったものの情報を今市民は見せられて、非常に古い情報にはなってしまう。ただこれは、手順上これはまあやむを得ないわけですよ。けども、今その本来議会が取り組まなきゃいけない広報のあり方として、それはそれとして必要なんだけど、要は記録としてずっと残さなきゃいけないわけですから必要なんだけど、しかし、速報性という意味では本当に市民のニーズにかなっているのかという視点で、もう少し皆さんの意見が出るという前提でこの正副のたたき台としては、ここで市民の求める広報機能のあり方ということで出しているんですけども、今皆さんの御意見としては、広報委員会で議論をされているので、広報委員会の中での協議を待つということが一つ。

その視点としては、先ほど中村委員がおっしゃったように、結果の報告のみならず、方向性についてはどういうような形であれば示していけるのかについても議論をしてもらいたいっていうことの意味、特別委員会としての考え方っていうことでの取りまとめをさせていただきたいと思いますが、何かつけ足すことはございませうでしょうか。

○委員（御殿谷一彦君） 以前ちょっと別の委員さんというか、議員さんからも何かのときにお話があったと思うんですけども、例えば9月議会に諮る案件等についても、要はただ単に案件だけじゃなくて、その案件の中身もその中に入って、インターネットの市議会ホームページの中に入れていただければそれがわかるという、そういうことも含めて、そういう即時性というのも実現していければなというふうに私自身は思っています。

○委員長（中間建二君） 今のそのところはまさに次の議題のところにかかってくるところですので、ただそれは広報委員会での議論ということも当然あるかと思っておりますけれども。

では、今おおむね皆さんからいただいた御意見、また今私が申し上げた考え方をもとに取りまとめをしていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取りまとめをさせていただきます。

続いて、カの議案の市民への公開の在り方に移らせていただきます。

現在の1巡目の議論のときには、秘密会の内容を公開できるように会議規則を改めるべきという御意見と、それから議員に示された議案を速やかに市民に公表することで情報提供の充実を図るべき、こういう視点での御意見がございました。議論した中で、秘密会のあり方については現状どおりとしましようということでもとまりまして、また議案の公表についてはできるだけ速やかに行えるよう協議を継続するというところで至ってございます。

正副のたたき台というか考え方として、一つは千葉県松戸市、それからちょっとここでは漏れておりますけれども、埼玉県所沢市のホームページの議案公開の状況について、事務局に調べていただきました。そういう他市での取り組み等も確認をしながら、具体的な情報公開のあり方について協議を継続するというところで御提案をさせていただいておりますので、ちょっと事務局で確認している内容について報告させていただきたいと思います。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、事務局のほうで調査させていただいた内容、報告させていただきたいと思います。

今委員長からお話いただきましたとおり、埼玉県所沢市と千葉県松戸市の2市につきまして調査いたしました。まず、市のホームページにおいて市長提出議案の公開の内容でございます。

まず、時期なんです、まず所沢市について御報告させていただきます。

平成21年6月、平成21年の第2回定例会から所沢市では市のホームページにおきまして、市長提出議案を情報公開しております。きっかけは同年の21年の3月に所沢市議会では議会基本条例を制定いたしました、この制定がきっかけになったということでございます。

公開の対象でございますが、すべての議案と、及び資料でございます。ただ資料につきましては、人事案件の経歴書等についてはプライバシーの部分につきましては除いております。

ホームページの管理については文書行政課というところで行っております。

公開の時期でございますが、当初議案につきましては開会日、追加議案につきましては審議日に公開をしております。

市民からの反響、御意見でいただいているところということでお伺いしましたところ、良かったという御意見をいただいているということでございます。ただ、徐々に公開する内容をふやしてきたという経過がございまして、その過程におきましては、もっと出すべきではないかという御意見も市民からいただいたと。特に議会に関心をお持ちの強い方々からいただいたということでございます。

今後の問題点でございますが、事務量ですね、このホームページに議案等を掲載することによりまして、作業する事務量は増大したということが職員から聞くことができました。ただ、資料などフォーマット化されてきたので、当初よりは十分、経過を踏まえて大分なれてきたという話がありました。

その他ですが、議会基本条例の制定により、議会側と調整を図りながら工夫してやってきたと。これ文書行政課の職員の方のお話なんです、そういう議会側と調整を図りながらホームページの掲載については工

夫をしてきたと。議案資料も以前は各課独自で行っていたけれども、庁内で検討し、主管課が負担が少なくなるように統一フォーマットを作成し、情報を掲載してきたという経過でございます。

もう一点の千葉県の松戸市でございます。

公開してきた時期ですが、21年の12月、第4回定例会からでございます。きっかけは近隣市が掲載しているのを参考に、議会事務局からの要望によるということでございます。

公開の対象でございますが、所沢市が全議案と資料でございましたが、松戸市では人事案件や個人が特定されるものを除くすべての市長提出議案ということでございます。所沢市のように資料のほうは公開はしておりません。議案を公開しているということでございます。

ホームページの管理につきましては、松戸市では総務課で行っております。

公開時期でございますが、当初議案は告示日、追加議案は審議日に公開しております。

それ以外の市民からの御意見等、それから問題点等々につきましては、詳しいことはちょっとこちらのほうには余り、それについては特になしという回答をいただいております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） それでは、皆様のほうから御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 松戸市のホームページはちょっと私も確認したんですけども、所沢も多分そうだと思うんですけど、市のホームページにページがあって、松戸市の場合、市議会のページからも飛ぶことはできるんですけども、あくまで市が公開をしていると。そこに議会のホームページからリンクしているという形をとってるんですね。考えてみると、市が提出する議案を公開するのは、やはり市の責任でやっていただくのが当然というふうに私もそれを見て改めて思いましたので、これはやはり議案資料について速やかに公開するというのは、市にきちっと求めていく必要があるんじゃないかというふうに思いました。

それから、議会としては陳情、請願や議員提出議案についてどう公開していくのかというのが課題になってくるんじゃないかというふうに思います。市長提出議案と資料についてはホームページとともに情報室ですか、情報室にもきちっと今置かれてるんですね。そういう形で公開をしていくことを求めると。ちょうどホームページもリニューアルしてるということですので、要求していく必要があると思います。

○委員（御殿谷一彦君） 細かい話で申しわけない。市のほうで載せるという案もあるし、それから市議会、うちは市議会ということで一つのリンク張って——リンクなのか内部リンクなのかわからないですけども、リンク張って一つ設けてますので、その中に入れちゃうというのもまとまっていいかなっていうのも一つあります。

それから、これは戦術の問題なんですけれども、市がやらなくて議会事務局がやるから人よこせっていう話も……（発言する者あり）はい。（「ちょっと本筋と違う話だけど」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（石川和男君） 議案等の公開につきましては、今たまたま事例として埼玉県所沢市と千葉県松戸市の例を挙げさせていただきましたが、文字どおり議案の提案のほうについては市側からやらせていただいている関係もありまして、現状のやり方を当市に置きかえるならばですね、公開についてはやはり市側のほうで出していただくのがよろしいのかなと、議会のほうではちょっと難しいのかなというふうに考えております。そのような今の状況は、現状は今そのようなことでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 私も千葉県の松戸市のホームページを確認させていただきましたけれども、その中で

結構議案のほか提案理由もちゃんと示されているので、できればもし市のほうにお願いをするのであれば、より正確な情報、またきょうどういった理由でというのが一番市民にとって一番重要だと思いますので、そういう点も含めて一番先進なところを提案してほしいなと思うのが、多分余り手間は変わらないと思うんですよ。議案を出すのも提案理由も出すのも、それをお願いしたいなっていうことと、1点確認なんですけれども、所沢のほうが公開日は開会の日ですかね。

○**議会事務局次長（長島孝夫君）** 所沢につきましては、当初議案につきましては開会日、追加議案につきましては審議日に公開でございます。

以上でございます。

○**委員（床鍋義博君）** そうすると、松戸は告示日、当初議案は告示日ですよ。ということは告示日のが早いわけですよ。できればこれもできるだけ早いほうがいいので、公開日ではなく告示日に行っていたければなというふうに、本当はもっとそれより前にできればいいんだけど、それは多分議会議員より前に来るわけだから、できないことだと思うので、一番それがいいかなと思います。お願いします。

○**委員（関野杜成君）** 以前たしか市のほうが、もう1階のほうに紙媒体として置いていると思うんですが、これはたしか議員のほうに来たと同時に、告示日と同時に置いていると思いますので、先ほど床鍋委員が言った提案理由というところには入っていないというところがありますから、そこについては今後議会としてお願いをしていくと。議案云々については、もう紙媒体としては下に置いてありますから、それを先ほど御殿谷委員の最後のほうの意見も、それもおもしろいなと正直思いましたが、まあホームページ上に載せるという簡単な作業になるとは思いますので、これが議運として出すのか、代表者会議で議会としてお願いをしていくのかということになってくるのかなというふうに思ってます。

あと、尾崎委員も言われたように、陳情だったり請願だったりって、それは議会側のというものもありますので、それに対してそんなに量は多くないと思いますから、サーバーの問題とか、あとはアップの問題とか、そういったものに関しては議会事務局のほうはどうなのでしょう、その場で事務局側でアップできるものなのか、やはりホームページを作成しているほうにお願いをして、少し時間がたってという形になってくるのか、ちょっとその点だけ教えていただければと思います。もしアップする場合です。

○**委員長（中間建二君）** 現状の結局事務局の機能としてですね、今東大和市議会のホームページで公表している内容が、現実的にはそこで精いっぱいといいますか、その一つ一つの議案をアップするというところまでの体制が、現実的には東大和市議会ではできてないので、事務局が確認をしたところ、要はその議案の公表、公開といっても、結局のところ先進的な自治体は、あくまでもその文書を管理する所管の市の所管課がアップをしているんで、早期の情報提供に努めているという、まあこういうことなんです。だから、そうすると、議員として当然議案をもらうことは当然議案がなきゃ議論できないわけですが、その速やかな情報公開といったときに、それは議会が責任を負うというよりも、ここの議会の意向ね、議会の意思が当然確認できなければいけませんけれども、その上でやはり市が速やかに市民への情報提供していくということについての方向性が必要ではないかという趣旨で。

○**委員（関野杜成君）** 言葉が足りませんでした。議案に関してはもちろん市側でお願いをしたいと。先ほど尾崎委員も言ったように、陳情だったり請願だったりっていうものに関して、それも市側でお願いするのか、議会側でお願いするのかっていうところで、ある意味議会側のものなのかなというふうに思ったので、こういった陳情、請願、または議員提出議案等、こういったものをアップとした場合、事務局側のほうで、

その日にここですぐアップできるのか。それともそのホームページの委託している業者に送って、何日か後にという形なのかという、その部分を教えていただきたい。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 委員会付託された件名につきましては、付託が決まった後速やかに掲載するように……（「だれがやっているのか」「ちょっと違う」と呼ぶ者あり）

○委員（関野杜成君） 済みません、ちょっと私の言葉がちょっとあれなので。議案として決まりましたと、議運を通して決まりました、どこどこ委員会であつていうふうになりました。で、そのときにそこからアップをする作業に入ると思うんですけども、もしアップをするのであれば。（「例えば全文をということでしょう」と呼ぶ者あり）そうです、全文をホームページ上に載せるという場合は、議運でオーケーが出て、付託先が決まって、そこからの作業になると思うんですけども、そこで決まりましたと。例えば今ここで決まりました。すぐに議会事務局の職員でアップができるのか。それとも一度マイ・テレビのほうに送ってから、少しタイムラグが出るのかというところを聞いてます。

○委員長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時28分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会事務局長（石川和男君） 失礼いたしました。

例えば議会運営委員会等で委員会に付託される内容等が決まりましたら、今現在は件名等をホームページに載せておりますが、今関野議員が指摘されました今後のこととして、例えば議案とか、議会側からの議案とか陳情とか、そういうものの内容について、まだホームページ上にそのカテゴリーとか、それとか容量の問題等々がありますので、議会側としてそういうものをこれから載せていくんだという決定をお決めいただいた中で、そういうことの方が決まりましたら、ホームページの所管である秘書広報課等に調整をした上でですね、今の現状の形で言えば、議会事務局のほうで処理をして、決裁を広報のほうに上げていくと、そのような形になります。それは前にお話ししましたように、現状は決裁上、全部含めて1週間ぐらいでホームページに載るということになってますが、急ぎで願います、内容にもよりますけれども、場合には二、三日で載ると。早い場合にはすぐに載せさせていただくというようなケースもございます。そのような状況になっておりますが、今方向性が決まりましたら、調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第12回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 4時30分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二